

資料第 51 救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する実施細目

救援物資の区間相互支援及び被災区における救援物資の受入れ 支援に関する実施細目 (協定第 5 条第 2 号関係)

- 1 被災区は、特別支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、救援物資の品目、数量、搬入場所などを極力明確にしたうえで、救援物資の提供を要請することができる。
なお、被災区は、被災区内に搬入場所を確保することが困難な場合には、本部に対して、支援区内において搬入場所を確保するよう要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

資料第 52 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目

避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他 避難場所の運営協力上必要な事項に関する実施細目 (協定第 5 条第 3 号関係)

- 1 避難場所を共用する区(以下、「関係区」という。)は、共同で現地本部(以下、「現地共同本部」という。)を設置して避難場所の運営を行うものとする。
- 2 関係区の災害対策本部は、次の場合、相互に連絡のうえ、現地共同本部を設置し派遣人数を通報する。
 - (1) 避難勧告を発令した場合
 - (2) その他、関係区の災害対策本部が必要と認めた場合
- 3 現地共同本部の統轄は、当該避難場所の所在区がこれを行う。
なお、避難場所が複数の区にまたがる場合は、関係区間で事前に協議して定める
- 4 現地共同本部の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 避難場所の状況にかかる次の情報を収集し、災害対策本部に連絡すること。
 - ①避難者数
 - ②傷病者、乳幼児等緊急に支援が必要な者の数及び状況
 - ③その他緊急に対応する必要がある事項
 - (2) 災害対策本部からの情報に基づき、避難者に対して次の情報提供を行うこと。
なお、情報の提供にあたっては、関係区が有する手段を共同で利用して、相互に連携・協力して行う。
 - ①避難場所周辺の被災の状況
 - ②避難所に関する情報
 - ③交通機関の状況
 - ④その他被災者に必要な情報
 - (3) 避難場所の避難者に対する応急救護を行うこと。
 - (4) その他、避難場所において給食・給水等を行う必要があるときは、関係区は共同で必要な処置をとる。
- 5 避難場所の運営に関して経費の負担が生じたときは、当該関係区間で協議する。

(附 則)

この実施細目は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

資料第 53 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目

被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する実施細目 (協定第 5 条第 4 号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、必要とするボランティアの種類、人数、活動場所などを極力明確にしたうえで、ボランティアの斡旋を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、ボランティア希望者に対して、ボランティア関連情報の提供、相談、募集及び受付業務を実施するとともに、被災区におけるボランティア活動に従事することを要請するものとする。
- 3 支援区は、ボランティアに対し、活動拠点の確保等支援体制の整備に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

資料第 54 被災住民の受入れに関する実施細目

被災住民の受入れに関する実施細目 (協定第 5 条第 5 号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外での避難生活が必要な被災住民の人数、健康等の状態、受入希望施設などを極力明確にしたうえで、支援区への受入れを要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区外での避難生活が必要な被災住民の状況に応じて、受入施設及び移送手段を確保するとともに、被災住民に対する支援を行う。
なお、支援区は、被災区において福祉措置等を受けていた被災住民が避難した支援区で引き続き措置等を受ける場合には、被災区の措置基準に準じた措置等を行うものとする。
- 3 本項は、ペットの同行避難にも配慮するものであり、支援区は、支援を行う。

(附 則)

この実施細目は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

資料第 55 動物の保護に関する実施細目

動物の保護に関する実施細目 (協定第 5 条第 6 号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に動物の保護・収容に必要な食料、資機材の救援物資の品目、数量、搬入場所等を極力明確にしたうえで、要請することができる。
- 2 支援区は、本部と連携のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで救援物資を搬送するものとする。
- 3 支援区は、物資搬入後も、搬入場所における仕分作業や運送作業等についても支援するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

資料第 56 医療救護活動に関する実施細目

医療救護活動に関する実施細目 (協定第 5 条第 7 号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対し、必要とする医療救護班の内容・班数・救護活動の場所などを極力明確にしたうえで、必要な医療救護班の派遣を要請することができる。
なお、支援区は 23 区内での被災を知ったときは、支援要請の有無に関わらず、直ちに区内の医療資源（医師・医療品・ベッド等）の把握や医療機材の確保に努めるとともに、医療救護班（保健師等を含む）を編成し、支援体制を整えるものとする。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び医療機材・物資・運送車両をもって、指定された場所で医療救護活動を実施するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

資料第 57 ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目

ごみ、し尿、がれきの処理に関する実施細目 (協定第 5 条第 8 号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、ごみ、し尿、がれきの処理に要する資機材、物資等の品目、搬入場所などを極力明確にしたうえで、資機材、物資等の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び運送車両をもって、指定された搬入場所まで、要請を受けた資機材、物資等を搬送するものとする。
- 3 支援区は、資機材、物資等を搬入場所に搬入後、被災区の要請に基づき、仕分・配送・組立作業等について支援するものとする。
- 4 被災区は、本部に対して、がれきの処理に関する事務に要する職員の人員、期間などを極力明確にしたうえで、職員の派遣を要請することができる。
- 5 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、職員に必要な装備、物資を携行させ、自らの運送車両をもって、指定された場所まで、要請を受けた職員を派遣するものとする。
- 6 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づいて、被災区の指示に従って、がれきの処理に関する事務に従事する。

(附 則)

この実施細目は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

資料第 58 災害時要援護者の救援支援に関する実施細目

災害時要援護者の救援支援に関する実施細目 (協定第 5 条第 9 号関係)

1 被災区への専門職員等の派遣

(1) 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、災害時要援護者の救援活動に関する専門職員等の派遣を要請することができる。

要請の要領は、次のとおりとする。

- ① 応援を要請する職員の職種と人員数
- ② 応援を必要とする期間
- ③ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な専門職員等の派遣を行うものとする。

2 支援区での二次避難所の提供

(1) 被災区は、災害時要援護者の避難のため、区の設置した二次避難所では避難者を収容できないとき、あるいは災害の状況、その他の理由で避難者を区外の施設等に移す必要のあるときは、本部に対して、二次避難所の提供を要請することができる。

要請の要領は次のとおりとする。

- ① 災害時要援護者の態様と人員
- ② 開設を希望する施設の種類
- ③ 開設を希望する期間
- ④ 避難者の移送方法
- ⑤ その他必要な事項

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自区内に二次避難所を開設し、被災区の避難者を受入れ、災害時要援護者に必要な物資や情報の提供を行い、介護等に必要な要員を配置するものとする。

3 被災区への資機材の提供

(1) 被災区は、災害時要援護者の救援に関し、車椅子、紙おむつ等、必要な物資の支援を要請することができる。

(2) 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区に必要な支援を行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

資料第 59 遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目

遺体の搬送、埋葬等に関する実施細目 (協定第 5 条第 10 号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、遺体の保管に要するドライアイス、棺、その他必要な資機材及び車両を区独自で調達することが困難な場合には、その提供を要請することができる。
この場合、被災区は提供を必要とする資機材の種類、数量及び搬入場所等を極力明確に示すものとする。
- 2 被災区は、遺体の搬送等の人的作業を区独自で処理することが困難な場合には、本部に対して、応援職員を要請することができる。
この場合、被災区は応援を必要とする職員の人数、派遣期間等について、極力明確に示すものとする。
- 3 応援職員を派遣する場合、応援職員の装備及び被災区までの運送車両の手配については、支援区が行うものとする。
- 4 支援区から派遣された職員は、派遣の要請内容に基づき、被災区の指示に従って業務に従事するものとする。
- 5 資機材の輸送に要する車両の手配については、支援区が行うものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

資料第 60 道路の早期復旧に関する実施細目

道路の早期復旧に関する実施細目 (協定第 5 条第 11 号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、道路の被害状況調査並びに資機材の提供、障害物の除去、仮復旧工事等に関する応援要請をすることができる。
なお、被災区は、可能なかぎり道路の被害状況を把握し、本部に報告するものとする。
- 2 本部は、被災区の要請を待たずに、本部の判断により支援体制を決定することができる。
- 3 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、自らの人員及び資機材をもって、指定された場所で道路復旧活動を実施するものとする。
- 4 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

資料第 61 応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関する実施細目

応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査 及びり災証明発行に関する実施細目 (協定第 5 条第 1 2 号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、速やかに被災区に対し応急危険度判定、り災証明書発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明の発行（以下「建物の被害調査等」という。）に必要な職員の派遣及び資機材等の提供を行う。
- 2 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 3 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、建物の被害調査等に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

資料第 62 仮設住宅の提供に関する実施細目

仮設住宅の提供に関する実施細目 (協定第 5 条第 1 3 号関係)

- 1 支援区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）の要請に基づき、指定された場所に必要物資等を搬送するほか、応援職員を派遣するものとする。
- 2 被災区は、被災区内に仮設住宅建設用地を確保することが困難なときは、本部に仮設住宅建設用地の提供を要請することができる。
- 3 支援区は、被災区及び本部に対し、その活動内容を報告するものとする。
- 4 本部は、支援区の活動内容をとりまとめるとともに、仮設住宅建設に必要な職員及び資機材等が不足する場合は、その確保に努めるものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

資料第 63 帰宅困難者対策に関する実施細目

帰宅困難者対策に関する実施細目 (協定第 5 条第 1 4 号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、帰宅困難者への情報提供、帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ及び水、食料等の提供、帰宅困難者の避難誘導等に必要な協力等、必要な援助を極力明確にしたうえで、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、対応可能な範囲において、職員の派遣、資機材の提供、施設の提供等、必要な支援を行うものとする。
- 3 その他、区界に存するターミナル駅等に滞留した帰宅困難者による混乱や事故の発生等の危険性がある場合は、関係区が連携及び協力し、必要な措置を講じることとする。

(附 則)

この実施細目は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

資料第 64 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目

児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等に関する実施細目 (協定第 5 条第 1 5 号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区の児童・生徒の受入れ、応急教育等に関し、要請することができる。
要請の要領は、次のとおりとする。
 - (1) 受入れを要請する児童・生徒の人数
 - (2) 受入れを必要とする期間
 - (3) その他必要な事項
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の児童・生徒を受入れ、教材や文具等の必要な物資や情報の提供を行なうものとする。

(附 則)

この実施細目は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

資料第 65 被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供に関する実施細目

被災区の業務継続のための支援区における施設等の提供に関する実施細目 (協定第 5 条第 1 6 号関係)

- 1 被災区は、特別区支援対策本部（以下、「本部」という。）に対して、被災区外で実施する業務に必要な資機材、応援職員などを極力明確にしたうえで、施設等の提供を要請することができる。
- 2 支援区は、本部と協議のうえ、若しくは本部の要請に基づき、被災区の業務継続のために必要な施設及び資機材等の確保に努めるものとする。
- 3 被災区の業務への支援区職員の応援に関しては、「職員の区間相互支援及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する実施細目（第 5 条第 1 号関係）」に準ずるものとする。

(附 則)

資料第 66 震災時における緊急炊き出し協力に関する協定書

震災時における緊急炊き出し協力に関する協定書

(協定の趣旨)

第 1 条 この協定は、地震発生時に荒川区の地域に災害が発生した場合において、荒川区（以下「甲」という。）が被災者への給食業務について、東京都麺類環境衛生同業組合荒川支部（以下「乙」という。）が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

第 2 条 乙の協力内容は次の範囲のものとする。

- 一 麺類等給食に関する原材料提供
- 二 麺類等給食に関する設備機器提供
- 三 麺類等給食に関する労務提供

(要請の手続)

第 2 条 甲は乙に対しこの協定による協力を要請するときは、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要な事項を明らかにし要請しなければならない。

(協力)

第 4 条 乙は甲から要請を受けた事項に関し、特別な理由がない限り、必要な業務を実施するものとする。

(指揮命令)

第 5 条 乙の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、甲が指定するものが行うものとする。

(費用負担)

第 6 条 甲は、乙から提供された原材料等に要した費用を乙の通常の価格により算出された費用の報告に基づき別途契約手続きを経てこれを負担する。

(合同訓練)

第 7 条 乙は、甲から要請があった場合は甲が実施する合同訓練に参加し協力するものとする。

(損害補償)

第 8 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 36 年 7 月 10 日条例第 8 号）によるものとする。

(協力店の表示)

第 9 条 甲は乙の店舗に、震災時協力店である旨の表示を行い地域住民に周知するものとする。

(地域の協力)

第 10 条 甲は乙の協力に係る給食業務について、町会及び防災区民組織等（以下「町会等」という。）に説明を行い、甲及び乙ならびに町会等との円滑な協力体制の確立を図るものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、昭和 54 年 11 月 14 日から昭和 55 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 ヶ月前までに、甲、乙なんらの申出がないとき、さらに 1 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協定細目)

第 12 条 この協定を実施するための必要な事項については、別紙、協定細目のおりとする。

(疑義の決定等)

第 13 条 この協定の条項の解釈について疑義が生じたとき、または、この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議のうえ定めるものとする。

本協定は、2 通作成し甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

昭和54年11月14日

甲 東京都荒川区
代表者 区長 町田 健彦

乙 東京都麺類環境衛生同業組合荒川支部
支部長 市川 益司郎

資料第 67 震災時における緊急炊き出し協力に関する協定細目

震災時における緊急炊き出し協力に関する協定細目

昭和54年11月14日付をもって締結した「震災時における緊急炊き出し協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第12条に基づく細目は次のとおりとする。

（要請の手続内容）

第1条 協定書第3条に定める要請に必要な事項は要請書（様式1）に記載するものとする。

（費用負担）

第2条 協定書第6条に定める費用負担は、次のとおりとする。

- 1 原材料については、提供時直前の時価とする。
- 2 設備機器の提供使用については、別途、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の報告）

第3条 協定書第6条及び前条に定める費用の報告については、業務終了後すみやかに乙が一括して次により甲に報告するものとする。

- 1 業務実施に係る費用は、費用報告書（様式2）に、各班毎に給食業務活動報告（様式3）を添えて提出するものとする。

（費用の支払い）

第4条 甲は前条により提出された費用報告書の内容を調査のうえ、適当と認めるときは、別途、契約手続きを経て第2条により定めた額をすみやかに乙に支払うものとする。

（合同訓練に要する費用負担）

第5条 協定書第7条に定める合同訓練に要する原材料は、甲が現物で支給するものとする。

（協力店の表示）

第6条 協定書第9条に定める表示は、表示板をもってすることとし、その形状付法等については、甲、乙協議の上決定し、甲が作成するものとする。

資料第 68 災害時における給食業務の協力に関する協定書

災害時における給食業務の協力に関する協定書

災害時における給食業務に関し、東京都荒川区（以下、「甲」という。）と学校給食調理業務委託業者（以下、「乙」という。）との間において、下記のとおり協定を締結する。

記

（目的）

第 1 条 この協定は、区内に給食提供を必要とする災害が発生した場合、学校給食調理業務委託業者の積極的な協力を得ることにより、災害時における区民生活の安定を確保することを目的とする。

（協力）

第 2 条 乙は、災害時における甲の給食業務要請に対し、優先して業務を行い、甲の災害対策活動に積極的に協力するものとする。

2 乙の協力内容は、学校給食調理業務委託校を拠点として行う給食業務とする。

（要請手続）

第 3 条 甲は、災害が発生し、給食提供の必要が生じた場合に、乙に対し給食業務を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、東京都荒川区地域防災計画に定める担当部、又は甲の指定するものが行うものとする。

3 甲は、乙に給食業務を要請する場合、要請の理由、業務内容、日時、場所、その他必要事項を明らかにし要請するものとする。

（連絡調整）

第 4 条 乙に協力に係る連絡調整については、甲の指定する者が行う。

（費用負担）

第 5 条 甲の要請に基づき、乙が給食業務に要した経費は甲の負担とする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、内容を精査し、速やかにその経費を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第 6 条 甲の要請に基づき給食業務に従事した乙の職員が負傷し、若しくは疾病に係り、又は死亡した場合は、「東京都荒川区災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 36 年条例 8 号）に基づき、これを補償するものとする。

（細目）

第 7 条 この協定の実施に関し必要な細目は、別に定める。

（協議）

第 8 条 この協定及び協定に基づく細目に定めのない事項、並びに解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第 9 条 この協定の期間は、協定締結の日から平成〇〇年〇月〇日までとする。ただし、期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲、乙なんらの申出がなく、次年度においても学校給食調理業務委託を締結したときは、さらに 1 年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

本協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

- 甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
東京都荒川区
代表者 東京都荒川区長 藤 枝 和 博
- 乙 学校給食調理業務委託業者

資料第 69 災害時における給食業務の協力に関する協定細目

災害時における給食業務の協力に関する協定細目

平成〇〇年〇月〇日付をもって締結した「災害時における給食業務の協力に関する協定書（以下、「協定書」という。）第7条に基づく細目は、次のとおりとする。

記

（要請手続）

第1条 協定書第3条に基づく要請は、給食業務要請書（様式1）により、乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときには、口頭で要請し、後日文書を持って処理する。

（費用負担）

第2条 協定第5条に定める費用負担は、次のとおりとする。

- 一 給食業務活動に係る経費は、活動時直前の時価及び学校給食調理業務委託契約に準ずるものとする。
- 二 設備機器の提供使用については、別途、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の報告）

第3条 協定書第5条及び前条に定める費用の報告については、乙は業務終了後速やかに一括して次により甲に報告するものとする。

- 一 給食業務活動に係る経費は、給食業務費用報告書（様式2）に、給食業務活動報告書（様式3）を添えて提出するものとする。

（費用の支払）

第4条 甲は前条により提出された給食業務費用報告書の内容を調査のうえ、相当と認めたときは、別途、契約手続を経て第2条により定めた額を速やかに乙に支払うものとする。

資料第 70 災害時における米穀供給に関する協定

災害時における米穀供給に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と、東京都米穀小売商業組合荒川支部（以下「乙」という。）との間において、地域防災対策における民間協力の一環として食糧の応急給与を必要とする災害が発生した場合に、区民に対する応急用米穀の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、荒川区地域防災計画に基づき、甲が行う応急給食活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第 2 条 乙は、都知事認可米穀登録店としての食糧供給に関する社会的使命に基づき、災害時における区民の食糧の確保を図るため甲の要請に対し、協力するものとする。

2 乙は、所属各組合員（以下「組合員」という。）の店舗に約 1 2 0 kg（2 俵）の精米をランニングストックし、災害時に甲の要請に基づき優先的に供給するものとする。

（要請）

第 3 条 甲は、災害が発生し、精米を調達する必要がある場合は、乙に対し供給を要請する。

2 乙に対する甲の要請手続きについては、荒川区地域防災計画に定める担当部が行うものとし、要請にあたっては、甲は必要数量及び納入場所等その他必要事項は、その都度乙に指示するものとする。

（供給）

第 4 条 乙は、前条の規定に基づく要請に対して、必要数量の精米を指定納入場所に納入するものとする。

2 前項の納入業務に従事する組合員は、甲の指示に従うものとする。

（価格及び請求）

第 5 条 応急用精米の価格は、当該応急用精米を必要とする災害が発生した直前の標準価格又は指導価格とする。

2 乙は、第 2 条第 2 項の規定により、甲に応急用精米を納入したときは、前項の規定に基づく代金を請求するものとする。

3 乙は、甲の要請により応急用精米を輸送したときは、輸送に要した経費を甲に請求することができる。

（支払）

第 6 条 甲は、乙から前条第 2 項及び第 3 項の規定により請求があったときは、別途契約手続きを経て、速やかに支払を行うものとする。

（従事者の災害補償）

第 7 条 甲の要請に基づき応急用精米を輸送中に乙の組合員が負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、「災害に際し応急措置に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 3 6 年 7 月 1 0 日荒川区条例第 8 号）に基づき、これを補償するものとする。

（協力店の表示）

第 8 条 甲は、この協定に基づき組合員の店舗に、災害時協力店である旨の看板を掲示するものとする。

（細目）

第 9 条 この協定を実施するための必要な細目は、別に定める。

（協議）

第 1 0 条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（有効期間）

第 1 1 条 この協定の有効期間は、平成 1 4 年 1 1 月 6 日から平成 1 5 年 1 1 月 5 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに、甲乙からの申し出がないときは、更に 1 年間延長されたものとみなし、

以後この例によるものとする。

本協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成14年11月 6日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
代表者 荒川区長 藤澤 志光

乙 東京都荒川区西日暮里二丁目15番2号
東京都米穀小売商業組合荒川支部
代表者 支部長 金子 守弘

資料第 71 災害時における米穀供給に関する協定細目

災害時における米穀供給に関する協定細目

(趣旨)

第 1 条 この実施細目は、災害時における米穀供給に関する協定（以下「協定」という。）の規定に基づく活動の実施に際し、必要な事項を定めるものとする。

(要請の手続き)

第 2 条 協定第 3 条に基づく要請は、原則として要請書（別記様式）に記入して行うものとし、緊急止むを得ない場合は、口頭により行うものとする。

2 要請先は原則として支部長とし、支部長に事故あるときは、あらかじめ支部長が指名した者に対して行うものとする。

(納入及び検査)

第 3 条 乙は、甲の要請により応急用精米を納入したときは、納品書 2 通を作成し、甲に提出する。

2 甲は、納入された応急用精米と納品書を確認し、納品書の 1 通に確認者の氏名を記入し、乙に戻すものとする。

(代金の請求)

第 4 条 協定第 5 条の規定による代金及び所要経費の請求は、支部長が組合員のそれぞれの請求を一括とりまとめて甲に提出するものとする。

(その他)

第 5 条 協定第 8 条に定める看板の形状寸法等については、甲、乙協議のうえ決定し、甲が作成するものとする。

平成 14 年 11 月 6 日

甲 東京都荒川区荒川二丁目 2 番 3 号
荒 川 区
代表者 荒川区長 藤澤 志光

乙 東京都荒川区西日暮里二丁目 1 5 番 2 号
東京都米穀小売商業組合荒川支部
代表者 支部長 金子 守弘

資料第 72 大地震時飲料水使用協定

大地震時飲料水使用協定

(目的)

第 1 条 この協定は、大地震により上水道が断絶したとき、荒川区地域防災計画に基づき、給水計画の一環として東京都荒川区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）が、協力して区民に飲料水を供給することを目的とする。

(飲料水提供の要請)

第 2 条 甲は災害が発生し、荒川区のみでは十分な応急給水を実施することができない場合において、この協定受水槽の水（以下「飲料水」という。）の提供を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害の状況により、甲が乙に要請するいとまがないときは、東京都荒川区災害対策本部（地震災害に対するものに限る。）が設置された時点をもって要請したものとみなす。

3 協定受水槽の所在地・名称・数・容量は次のとおりとする。

一 所在地	荒川区	丁目	番号
二 名称			
三 給水用受水槽	基		立方メートル
四 給水用高架水槽	基		立方メートル

(飲料水の提供)

第 3 条 乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し取水口の所在場所において、飲料水を提供するものとする。

2 災害の状況により、前項の規定による飲料水の受領を甲ができない場合においては、当該事業所の近隣町会が甲に代わって受領できるものとする。

3 第 1 項の特別な理由とは、次の場合をいう。

- 一 災害によって協定受水槽が破損し、水が枯渇した場合
- 二 災害によって協定受水槽が破損し、有害物質が流入した可能性のある場合
- 三 乙の事業所またはその近隣の火災消火のために使用した場合
- 四 上記の外、協定時において、甲、乙の合意した事項に該当した場合

4 本協定による飲料水の供給は、近隣の町会の区域内の全住民を対象とする。

(費用負担)

第 4 条 甲は、この協定書に基づいて提供を受けた使用水量の料金を負担するものとする。

(請求)

第 5 条 乙は、飲料水提供後、甲の認定を受けて使用水量の料金を甲に請求することができる。

(協定受水槽等の変更)

第 1 条 乙は、協定受水槽等を廃止または容量もしくは取水口位置の変更をしたときは、すみやかに書面により甲に通知するものとする。

(協定の変更ならびに廃止)

第 2 条 この協定を変更し、または廃止しようとする場合は、6 ヶ月以前に文書によりその旨を通知するものとする。

(協議)

第 3 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義を生じたときは、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

昭和〇〇年〇月〇日

甲 東京都荒川区荒川2丁目2番3号
東京都荒川区長 國 井 郡 彌

乙 区内主要事業所
区内公衆浴場

資料第 73 災害時協力井戸の指定に関する協定書

災害時協力井戸の指定に関する協定書

東京都荒川区（以下「甲」という。）と井戸所有者（以下「乙」という。）は、災害時協力井戸の指定に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、大地震等の災害時における、被災者の生活用水等の確保を図るため、甲が乙所有の井戸を災害時協力井戸として指定することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（指定要件）

第 2 条 甲は、乙の承諾を得て、次の要件に適合する乙所有の井戸を災害時協力井戸として指定するものとする。

- (1) 荒川区内の井戸であること。
- (2) 乙は、その井戸の存在する敷地内、またはその近隣に居住していること。
- (3) 日常的に使用されている井戸であること。

（井戸の用途）

第 3 条 平常時は、乙の専用の井戸とする。

2 大地震等の災害が発生した時は、乙は、甲または近隣住民組織の要請により、甲及び近隣住民組織にこれを使用させるものとする。

（表示板の掲示）

第 4 条 甲は、乙の承諾を得て、乙の門柱、塀等外部から見やすい場所に、乙所有の井戸が災害時協力井戸である旨の表示板を掲示する。

（維持管理）

第 5 条 災害時協力井戸の日常的な維持管理は、乙が行う。

（有効期限）

第 6 条 この協定の有効期限は、平成〇〇年〇月〇日までとする。ただし、期間満了の日の 6 ヶ月前までに甲、乙いずれからなんらかの申し出がないときは、さらに 1 年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の特別な理由がある場合は、甲または乙は、本協定を解除することができる。

- (1) 第 2 条の災害時協力井戸としての指定要件に適合しなくなったとき。
- (2) 乙から、井戸の取り壊し等の申し出があったとき。

（協議）

第 7 条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定の実施に関して必要な事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

以上協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各 1 通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

東京都荒川区荒川二丁目 2 番 3 号
甲 東京都荒川区
東京都荒川区長 藤 枝 和 博

東京都荒川区 丁目 番 号
乙

災害時協力井戸に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）とおかもとポンプ株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時に乙所有の井戸を災害時協力井戸として使用するに当たり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大地震等の災害が発生した時（以下「災害発生時」という。）に、甲及び近隣住民組織が、乙所有の井戸を災害時協力井戸として使用することにより、被災者の生活用水等の確保を図ることを目的とする。

（井戸の用途）

第2条 平常時は、専ら乙が使用する井戸とする。

2 災害発生時には、乙は、甲の要請により、甲及び近隣住民組織に災害時協力井戸として使用させるものとする。

（表示板の掲示）

第3条 甲は、乙の承諾を得て、乙の門柱、塀等外部から見やすい場所に、乙所有の井戸が災害時協力井戸である旨の表示板を掲示する。

（維持管理）

第4条 災害時協力井戸の維持管理は、乙が行う。

（協定の解除）

第5条 甲又は乙は、この協定を解除する場合は、解除する1か月前までに申し出ることとする。

（その他の災害時協力）

第6条 災害発生時には、甲は、乙の承諾を得て、災害時協力井戸の使用のほか乙所有の水槽等を活用することができる。

（協議による決定）

第7条 この協定の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定の実施に関して必要な事項は、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれが署名の上、各1通を保有する。

平成28年5月13日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区南千住七丁目15番27号
おかもとポンプ株式会社
代表取締役 岡本 直司

資料第 74 災害時の給水活動等に関する協定書

災害時の給水活動等に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と有限会社 K プランニング（以下「乙」という。）は、災害時の給水活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において、給水所から避難所等への給水活動又は消火活動を、円滑に実施することを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、大地震等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、連結送水管放水試験車（以下「車両」という。）を使用する必要があるときは、乙に対して車両の供給を要請する。

（車両の提供）

第 3 条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に対し車両を供給し、甲の指示に従い給水活動又は消火活動に協力するものとする。

（費用負担）

第 4 条 この協定により乙が実施する業務に要した費用は、甲が負担する。

（費用の請求）

第 5 条 乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、内容を確認のうえ支払うものとする。

（損害賠償）

第 6 条 甲は、甲の責に帰する理由により、乙に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

（協定の解除）

第 7 条 甲又は乙は、この協定を解除する場合には、解除する 1 月前までに申し出ることとする。

（協議）

第 8 条 この協定の解釈について、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、甲、乙署名のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成 17 年 3 月 23 日

東京都荒川区荒川二丁目 2 番 3 号
甲 荒川区
荒川区長 西川 太一郎

東京都荒川区荒川五丁目 44 番 4 号
乙 有限会社 K プランニング
代表取締役 小林 石宗

資料第 75 災害時における飲料の優先供給に関する協定書

災害時における飲料の優先供給に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）とコカ・コーライーストジャパン株式会社（以下「乙」という。）は、荒川区の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における飲料の優先供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時において甲が荒川区地域防災計画に基づき実施する対策について、乙が行う協力に関し、必要な事項を定める。

（協力事項）

第 2 条 甲が乙に対し協力を要請する事項は、次のとおりとする。

（1） 乙の完全子会社である東京コカ・コーラボトリング株式会社が荒川区内に有する日暮里営業所（東京都荒川区西日暮里二丁目 3 3 番 1 0 号）において保管又は確保できる飲料の甲への優先的提供

（2） 前号により提供する飲料の、甲が指定する避難所等への運搬

2 前項に係る協力事項のほか、災害時に甲が必要に応じて乙に別途要請する協力事項については、甲乙協議の上、乙の対応可能な範囲内において行うものとする。

（要請）

第 3 条 甲は、乙に対し前条に定める協力事項の実施を要請するときは、文書により通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭により協力を要請し、後日、速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第 4 条 乙は、前条に規定する甲からの協力要請を受けたときは、可能な範囲においてこれに協力するものとする。

（協力業務の終了）

第 5 条 甲は、乙がこの協定に基づき甲の要請により行う業務（以下「協力業務」という。）の終了を通知する際は、文書により速やかに行うものとする。

（協力体制の確保）

第 6 条 甲及び乙は、災害時における協力体制を確保するため、相互の防災対策の状況等について必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者等）

第 7 条 前条の規定に基づく協力体制を確保するため、甲乙双方における連絡責任者は、別に定めるものとする。

（費用の負担）

第 8 条 乙が協力業務を実施した際に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、次に掲げる額を合算した額とする。ただし、人件費は除くものとする。

（1） 提供された飲料の災害時直前の販売価格相当額

（2） 飲料の運搬に係る実費相当額

（費用の請求）

第 9 条 乙は、協力業務が終了した後、その費用について、甲に対し当該費用の積算根拠を示す文書を添付の上、一括して文書により請求するものとする。

（費用の支払）

第 1 0 条 甲は、前条の規定に基づき乙から当該費用の請求があったときは、その内容を確認の上、乙に対し速やかに当該費用を支払うものとする。

2 前項の費用について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、甲が支払うべき費用を決定する。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成25年9月17日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
代表者 荒川区長 西川 太郎

乙 東京都港区芝浦一丁目2番3号
コカ・コーライーストジャパン株式会社
代表者 代表取締役 CEO カリン・ドラガン

資料第 76 災害時における自動販売機による飲料水等の提供に関する協定書

災害時における自動販売機による飲料水等の提供に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）及び荒川区職員互助会（以下「乙」という。）並びに株式会社アベックス（以下「丙」という。）は、災害時における自動販売機による飲料水等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 本協定は、大規模な災害の発生時に、荒川区役所庁舎に来庁している区民等、災害対策本部業務に従事する区職員を対象とする自動販売機による飲料水等（以下「商品」という。）の提供に関する基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 本協定において「大規模な災害」とは、荒川区内において震度 5 強以上の地震又は同等以上の天災が発生し、甲が災害対策本部を設置した場合をいう。

（対象自販機）

第 3 条 大規模な災害発生時に飲料水等を提供する丙の自動販売機（以下「対象自販機」という。）は、次表のとおりとする。

機種	設置場所
カップ式自販機	本庁舎 1、2、3、4、5、6 階
カップ式自販機	北庁舎 1 階

（商品の提供）

第 4 条 大規模な災害が発生した場合、甲乙はあらかじめ丙から貸与された専用鍵を使用して商品の提供を無償で受けることができるものとする。

- 2 甲乙は丙に対し、商品の提供の要請を書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。
- 3 甲乙が丙から提供を受けることができる商品は、対象自販機内に在庫する商品とする。
- 4 丙は前項に規定する商品が不足した場合、甲の要請に応じて、可能な限り商品の補充に協力するものとする。
- 5 商品の補充に当たっては、丙は衛生状態の確保に特段の配慮を払うものとする。

（対象自販機の設置又は移設）

第 5 条 大規模な災害が発生した場合、丙は甲の要請に応じて、避難所等への新たな対象自販機の設置又は移設に関して可能な限り協力するものとする。

（譲渡等の禁止）

第 6 条 甲乙は、丙の対象自販機を第三者に譲渡、貸与し、又は担保に供してはならない。

- 2 甲乙は、本協定及び本協定から生じる全部若しくは一部の権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、乙と丙との間で定める自動販売機の設置期間とする。

2 本協定が終了した場合には、甲乙は、専用鍵を丙に速やかに返却するものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じた条項については、甲乙及び丙は誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年10月10日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
代表者 区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区荒川二丁目2番3号 荒川区役所内
荒川区職員互助会
代表者 会長 佐藤 安夫

丙 愛知県大府市柊山町二丁目418
株式会社アペックス
代表者 代表取締役社長 森 吉平

資料第 77 災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定

災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定

災害時における燃料の確保に関し、東京都荒川区（以下「甲」という。）と東京都プロパンガス協会城北第一支部・東京都燃料小売商業組合荒川支部（以下「乙」という。）との間において下記のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、区内に燃料を必要とする災害が発生した場合、または、発生するおそれがある場合に、区内燃料小売業者の積極的な協力を得ることにより、東京都荒川区地域防災計画に基づき、応急対策活動を行い、区民生活の安定を確保することを目的とする。

（協力）

第 2 条 乙は、災害時における甲の応急燃料の供給要請に対し、優先して供給を行い、甲の災害対策活動に積極的に協力するものとする。

（要請手続）

第 3 条 甲は、災害が発生し、応急燃料を調達する必要がある場合に、乙に対して応急燃料の供給を要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請は、東京都荒川区地域防災計画に定める担当部、または甲の指定する者が行うものとする。

3 甲は、乙に供給要請をする場合は、品名・数量・納入日時・納入場所・その他必要事項を指示するものとする。

（納入手続）

第 4 条 甲の要請により、甲の指定場所に到着した乙の会員（組合員）は、区職員の指示により応急燃料を納入し、区職員の確認を受けるものとする。

（価格及び請求）

第 5 条 甲の要請に基づき納入した応急燃料は、災害発生直前における販売価格とする。

2 乙は、甲の要請に基づき応急燃料を納入したときは、甲にその代金及び輸送経費を請求するものとする。

（代金の支払）

第 6 条 甲は、乙から応急燃料の代金及び輸送経費の請求があった時には、その内容を確認のうえ、すみやかに支払いを行うものとする。

（協力店の表示）

第 7 条 甲は、乙の会員（組合員）の承諾を得て、各店舗に「荒川区災害時応急燃料類協力店」の看板を掲示することができる。

（従事者の災害補償）

第 8 条 甲の要請に基づき応急活動に従事した乙の会員（組合員）が負傷し、もしくは病気にかかり、または死亡した場合は、「災害に際し応急措置に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和 36 年 7 月荒川区条例第 8 号）に基づき、これを補償するものとする。

（細目）

第 9 条 この協定の実施するために必要な細目は、別に定める。

（協議）

第 10 条 この協定およびこの協定に基づく細目に定めのない事項、並びに、解釈について疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ決定する。

（付則）

第 11 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。

本協定締結の証として、本協定書3通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成7年5月23日

- 甲 東京都荒川区
(代表者) 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
東京都荒川区長 藤 枝 和 博
- 乙 東京都プロパンガス協会城北第一支部
(代表者) 東京都北区西ヶ丘一丁目36番3号
城北第一支部長 小 倉 徳 之
- 乙 東京都燃料小売商業組合荒川支部
(代表者) 東京都荒川区南千住一丁目41番10号
荒川支部長 佐 藤 勝 久

資料第78 災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定細目

災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定細目

平成7年5月23日付をもって締結した「災害時におけるプロパンガス・灯油等燃料類供給に関する協定」(以下「協定」という。)第9条に基づく細目は、次のとおりとする。

(要請手続)

第1条 協定第3条に定める要請は、応急燃料等供給要請書(別記第1号様式)により、乙に対して行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときには、口頭で要請し、後日文書をもって処理する。

2 乙に対して要請するいとまがないときは、直接乙の会員(組合員)に口頭で要請することができる。

3 前項に基づき直接乙の会員(組合員)に要請した場合は、後日文書をもって乙に報告するものとする。

(納入及び検査)

第2条 乙が、甲の要請に基づき応急燃料を納入したときには、要請書による際には要請書の確認欄に、また口頭の要請による際には納品書に区職員が確認して記名押印を受けるものとする。

2 甲は、納入された応急燃料と要請書もしくは納品書を確認して記名押印し、確認した文書を乙に戻すものとする。

(請求手続)

第3条 協定第5条に定める請求は、支部長が各会員(組合員)の請求一括してとりまとめ、甲の要請書、納品書を添えて甲に提出するものとする。

(協力店の表示)

第4条 協定書第7条に定める看板の形状寸法等については、甲乙協議のうえ決定し、甲が作成するものとする。

資料第 79 災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する協定書

災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する協定書

災害時における燃料（ガソリン、軽油、灯油、潤滑油及び重油等をいう。以下同じ。）の優先供給及び工具類（簡易ジャッキ、ハンマー及びバール等をいう。以下同じ。）の提供に関し、東京都荒川区（以下、「甲」という。）と東京都石油商業組合荒川支部（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、荒川区地域防災計画に基づく災害応急対策に必要な燃料・工具類を区内石油販売事業者の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図ることを目的とする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、区内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、緊急輸送用車両及び災害応急対策用の燃料又は工具類が必要であると認めるときは、乙に対し、燃料の優先供給及び工具類の提供を要請するものとする。

（協力）

第 3 条 乙は、給油所の安全点検に努めるとともに、前条の規定により甲の要請があったときは、当該施設の点検を行い、異常のないことが確認された場合及びその他特別の理由がない限り、燃料の優先供給及び工具類の提供に協力するものとする。

（価格）

第 4 条 前条の規定により供給した燃料の価格は、災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議の上決定する。

（請求）

第 5 条 乙は、燃料供給後、前条規定の価格により燃料代金を甲に請求するものとする。

（支払）

第 6 条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

（経費の負担）

第 7 条 工具類を破損・紛失等した場合は、原則として甲の負担とする。破損、消耗等細部については、相互の話し合いにより決定するものとする。

（損害補償）

第 8 条 甲の要請に基づく乙の当該業務に係る従事者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事したも等にかかる損害補償に関する条例」（昭和 36 年荒川区条例第 8 号）によるものとする。

（協力店の表示）

第 9 条 甲は、乙の給油所に災害時協力店である旨の表示を行うものとする。

（資器材供与）

第 10 条 災害時における給油用資器材（燃料タンク等）は、甲があらかじめ準備し、必要に応じ乙に供与する。

（細目）

第 11 条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定める。

（協議）

第 12 条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は細目の解釈について疑義が生じたときは、すみやかに甲乙協議のうえ決定解決を図る。

（期間）

第 13 条 この協定の有効期間は、平成 8 年 10 月 1 日から平成 9 年 10 月 10 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 ヶ月前までに、甲乙なんらの意思表示がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以

降この例によるものとする。

以上協定締結の証として、本協定書2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成8年10月11日

甲 東京都荒川区
代表者 東京都荒川区長
藤 枝 和 博

乙 東京都石油商業組合荒川支部
代表者 荒川支部長理事
葛 岡 克 之

資料第 80 災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する実施細目

災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する実施細目

東京都荒川区を「甲」とし、東京都石油商業組合荒川支部を「乙」とし、甲乙間において平成 8 年 10 月 11 日に締結した「災害時における燃料の優先供給及び工具類の提供に関する協定書」（以下「協定書」という。）第 11 条の規定に基づく細目は次のとおりとする。

（要請の方法）

第 1 条 協定書第 2 条の規定に基づく乙に対する協力要請は、別紙協力要請書（様式 1）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭・電話等の方法により行い、後日文書をもって処理するものとする。

（給油、工具類の提供）

第 2 条 協定書第 3 条の規定に基づく燃料の優先供給は、甲の車両又は甲の委託を受けた車両（緊急輸送用車両等）が、直接乙の給油所に行き、別紙ガソリン等請求票及び供給票（様式 2・3）により給油を受けるものとする。

2 乙は、前項のガソリン等請求票及び供給表を確認の上給油し、ガソリン等請求票及び供給表に給油量を記入し、1 通（様式 2）を保管し、1 通（様式 3）を甲に戻すものとする。

3 工具類の提供は、甲が指定している防災区民組織が乙の給油所に行き、乙の可能な範囲で貸出を受けるものとする。

（代金の請求）

第 3 条 協定書第 5 条の規定により、乙の組合員がそれぞれ代金を請求する場合は、乙が組合員の請求を取りまとめ、甲に請求するものとする。

2 前項の請求書には、給油の際に保管したガソリン等請求票（様式 2）を添付するものとする。

3 乙が、代金の請求に使用する用紙は、荒川区会計事務規則に基づく所定の用紙を使用するものとする。

（表示板）

第 4 条 協定書第 9 条に規定する表示は、甲が作成する別図の表示板により行うものとする。

平成 8 年 10 月 11 日

甲 東京都荒川区
代表者 東京都荒川区長
藤 枝 和 博

乙 東京都石油商業組合荒川支部
代表者 荒川支部長理事
葛 岡 克 之

資料第 81 災害時における応急物資供給に関する協定書

災害時における応急物資供給に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区商店街連合会（以下「乙」という。）は、災害時における応急物資の供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が荒川区地域防災計画に基づく救援・救護活動の一環として、乙から応急物資の供給を受けることにより、災害時における救援・救護活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（要請）

第 2 条 甲は、荒川区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、必要に応じて乙に対し、物資供給の要請（以下「供給の要請」という。）を行うものとする。

2 甲は、前項の規定による、乙に対する供給の要請を行うことが困難な場合は、直接乙の加入組合に対し、供給を要請することができるものとする。

（要請の方法）

第 3 条 供給の要請は、具体的な災害の状況に応じて日時及び場所等を指定したうえ、文書、ファックス、電話、インターネット等の方法により行うものとする。

（物資の供給）

第 4 条 乙は、供給の要請を受けたときは、要請事項を速やかに措置するとともに、措置した内容を甲に連絡するものとする。

（物資の引取り）

第 5 条 応急物資の供給は、第 3 条第 1 項の甲が指定した場所において、甲が、その品目及び数量を確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第 6 条 供給した応急物資の価格は、当該応急物資を必要とする災害が発生し、又は発生する恐れがあると甲が判断した時点における通常の販売価格とする。甲は、当該価格により算出した額を負担するものとする。

2 費用の支払手続きは、荒川区会計事務規則に準じて処理するものとする。

（損害補償）

第 7 条 甲は、応急物資の供給に要する業務（以下「業務」という。）に従事した者が、業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 36 年条例第 8 号）に基づき、これを補償するものとする。

（損害賠償）

第 8 条 甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有効期間）

第 9 条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間の満了日の 3 箇月前までに、甲、乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間はさらに 1 年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第 10 条 この協定の解釈について、疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成12年1月27日

(甲) 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
東京都荒川区
荒川区長 藤 枝 和 博

(乙) 東京都荒川区荒川二丁目1番5号
荒川区商店街連合会
会 長 鳥 海 隆

資料第 82 災害時における応急物資の優先供給に関する協定書

災害時における応急物資の優先供給に関する協定書

荒川区長（以下「甲」という。）と株式会社 イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に応急食料品及び日用品（以下「応急物資」という。）の供給、並びに店舗の営業の継続又は早期再開に係る乙の協力を要請することに関する必要な事項を定め、災害応急対策の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（応急物資の供給に係る要請）

第 2 条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給要請書（別記第 1 号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話、ファクシミリ又はインターネット等の方法により行うものとする。

3 前項の規定による要請後、甲は、速やかに乙に応急物資供給要請書（別記第 1 号様式）を提出するものとする。

（協力内容）

第 3 条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

（応急物資の受領）

第 4 条 応急物資の運搬場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第 5 条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書（別記第 2 号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第 6 条 甲は、第 3 条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 応急物資に係る当該災害時直前の販売価格相当額

(2) 運搬用車両等に係る実費相当額（ただし、人件費は除く。）

（請求及び支払）

第 7 条 乙は、甲の要請に基づく応急物資の供給に要した費用を応急物資供給費用請求書（別記第 3 号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに乙に当該費用を支払うものとする。

（店舗の営業に係る要請）

第 8 条 甲は、区民生活の安全を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期再開を要請することができる。

2 前項の要請に対して、乙は営業の継続又は早期再開するよう努めるものとする。

（損害補償）

第 9 条 甲の要請に基づき、応急物資の供給業務に従事した者に係る損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 36 年荒川区条例第 8 号）の規定により処理するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成16年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間はさらに1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して決定する。

この協定書は、2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年10月27日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
代表者 荒川区長 藤澤 志光

乙 東京都港区芝公園四丁目1番4号
株式会社 イトーヨーカ堂
代表者 代表取締役 井坂 榮

災害時における応急物資の優先供給に関する協定書

荒川区長（以下「甲」という。）と株式会社ライフコーポレーション（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に応急食料品及び日用品（以下「応急物資」という。）の供給、並びに店舗の営業の継続又は早期再開に係る乙の協力を要請することに関する必要な事項を定め、災害応急対策の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

(応急物資の供給に係る要請)

第2条 甲は、災害時に緊急に応急物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

2 前項の要請は、応急物資供給要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話、ファクシミリ又はインターネット等の方法により行うものとする。

3 前項の規定による要請後、甲は、速やかに乙に応急物資供給要請書（別記第1号様式）を提出するものとする。

(協力内容)

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急物資の優先供給に協力するものとする。

(応急物資の受領)

第4条 応急物資の運搬場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急物資供給報告書(別記第2号様式)により、甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、第3条の規定による乙の応急物資供給に要した費用を負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 応急物資に係る当該災害時直前の販売価格相当額

(2) 運搬用車両等に係る実費相当額(ただし、人件費は除く。)

(請求及び支払)

第7条 乙は、甲の要請に基づく応急物資の供給に要した費用を応急物資供給費用請求書(別記第3号様式)により、請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに乙に当該費用を支払うものとする。

(店舗の営業に係る要請)

第8条 甲は、区民生活の安全を確保するため、乙に対して店舗の営業の継続又は早期再開を要請することができる。

2 前項の要請に対して、乙は営業の継続又は早期再開するよう努めるものとする。

(損害補償)

第9条 甲の要請に基づき、応急物資の供給業務に従事した者に係る損害補償は、「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和36年荒川区条例第8号)の規定により処理するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間はさらに1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議して決定する。

この協定書は、2通作成し、甲乙それぞれ記名のうえ、各1通を保有する。

平成24年8月3日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都台東区台東一丁目2番16号
株式会社ライフコーポレーション
代表者 代表取締役社長 岩崎 高治

災害時における応急資機材及び物資の優先供給等に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と ロイヤルホームセンター株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、荒川区内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に応急資機材及び物資の優先供給並びに店舗営業の継続又は早期営業の再開に係る乙の協力（以下「協力業務」という。）を要請することに関する必要な事項を定め、災害応急対策の充実及び被災住民の生活の安定を図ることを目的とする。

（応急資機材及び物資の供給に係る要請）

第2条 甲は、災害時において緊急に応急資機材及び物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急資機材及び物資の供給（運搬を含む。以下同じ。）を要請することができる。

2 前項の要請は、応急資機材及び物資供給要請書により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話、ファクシミリ又はインターネット等の方法により行うものとする。

3 前項の規定による要請後、甲は、速やかに乙に応急資機材及び物資供給要請書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、可能な範囲において、応急資機材及び物資の優先供給に協力するものとする。

（応急資機材及び物資の受領）

第4条 応急資機材及び物資の運搬場所は甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、個数等を確認の上、受け取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき協力したときは、その活動報告を応急資機材及び物資供給報告書により、甲に報告するものとする。

（店舗の営業に係る要請）

第6条 甲は、被災住民の生活の安定を確保するため、乙に対して店舗営業の継続又は早期営業の再開を要請することができる。

2 前項の要請に対して、乙は店舗営業の継続又は早期営業の再開するよう努めるものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が第3条の規定により、応急資機材及び物資の供給に要した費用について負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 応急資機材及び物資に係る実費相当額（当該災害時直前の販売価格相当額を参考とする。）

(2) 運搬用車両等に係る実費相当額（ただし、人件費は除く。）

（請求及び支払）

第8条 乙は、甲の要請に基づく応急資機材及び物資の供給に要した費用を応急資機材及び物資供給費用請

求書により、請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の請求を受けたときは、その内容を確認の上、速やかに乙に当該費用を支払うものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和36年荒川区条例第8号)に基づき補償するものとする。ただし、甲は、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報、甲からの求めを除き、他のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

(帰宅困難者対策に関する責務)

第11条 乙は、東京都帰宅困難者対策条例第4条に規定する帰宅困難者対策に関する事業者の責務に努めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年5月24日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 大阪府大阪市西区阿波座1丁目5番16号
ロイヤルホームセンター株式会社
代表者 代表取締役社長 中山 正明

資料第 83 災害時における緊急輸送業務に関する協定

災害時における緊急輸送業務に関する協定

災害時における緊急輸送業務に関し、東京都荒川区（以下「甲」という。）と社団法人東京都トラック協会荒川支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に荒川区地域防災計画に基づく緊急輸送車両の確保の一環として、乙の積極的な協力を得ることにより、災害時等における応急対策業務を円滑にすることを目的とする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、この協定に基づく輸送用車両及び運転手（以下「車両等」という。）の必要が生じたときは乙に対して車両等の優先供給を要請する。

2 乙に対する甲の要請は、災対総務部長が行うものとする。ただし、部長不在のときは、その職務を代理するものを行うものとする。

3 前項の要請は、車両数、日時及び場所等を指定し行うものとする。

（車両等の供給）

第 3 条 乙は、前条第 1 項の規定による甲の要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に対し車両等を供給するものとする。

（費用負担）

第 4 条 この協定により乙が実施する業務に要した次に掲げる費用は、甲が負担する。

- 1 乙が提供した車両等の運賃及び料金
- 2 業務の実施に係る高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- 3 その他、甲が負担すべき費用

（運賃及び料金）

第 4 条 前条第 1 号に掲げる乙が提供した車両等の運賃及び料金は、「東京都陸運局認可貨物自動車運送業運賃料金表」の時間制運賃率を準用する。

（費用の請求）

第 6 条 乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、業務に要した費用を請求する。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、内容を確認のうえ支払うこととする。

（賠償）

第 7 条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、または滅失したときは乙に対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者若しくは第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

（賠償補償）

第 8 条 この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は負傷若しくは疾病により死亡若しくは心身に著しい障害を生じたときは「災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和 36 年 7 月 10 日条例第 8 号）の規定により甲が補償するものとする。

（提供可能車両等の報告）

第 9 条 乙は、毎年 4 月に災害時に提供可能な車両等の台数について、甲に報告するものとする。

（協議）

第 10 条 この協定の解釈について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議

のうえ定めるものとする。

(期限)

第 11 条 この協定の期間は、協定締結の日から、昭和 6 5 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了日までの 3 ヶ月前までに、甲乙いずれからか協定の解除または変更の申し出がないときは、さらに 5 年間延長されるものとし、以後はこの例によるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

昭和 6 0 年 4 月 1 日

東京都荒川区荒川 2 丁目 2 番 3 号
甲 東京都荒川区
代表者 東京都荒川区長 町 田 健 彦

東京都荒川区東日暮里 6 丁目 2 6 番 1 0 号
乙 社団法人東京都トラック協会荒川支部
代表者 支部長 稲 吉 福 蔵

資料第 84 災害時における応急対策活動支援に関する協定書

災害時における応急対策活動支援に関する協定書

災害時における応急対策活動支援に関し、東京都荒川区（以下「甲」という。）と東京都製本工業組合城北支部（荒川地区）（以下「乙」という。）との間において、次の協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲が荒川区地域防災計画に基づく緊急応急車両の確保の一環として、乙から人的・物的協力を受けることにより、災害時における応急対策活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（要請）

第 2 条 甲は、荒川区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要に応じて乙に対し、次に掲げる応急対策活動の要請を行うものとする。

(1) フォークリフト、トラックその他の作業用資機材の提供（以下、「作業用資機材の提供」という。）に関する事。

(2) 建築物その他の工作物の崩壊、倒壊又は損壊に伴う緊急人命救助活動及び道路啓開のための障害物の除去作業、救援調達物資の運搬作業等（以下、「除去作業等」という。）に関する事。

2 前項の規定による要請は、具体的な災害の状況に応じて日時及び場所を指定した上、文書、ファックス、電話等の方法により行うものとする。

（作業用資機材の提供等）

第 3 条 乙は、前条第 1 項の規定により要請があったときは、特別な理由がない限り、作業用資機材の提供又は除去作業等（以下、これらを「業務等」という。）を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により除去作業等を行なうときは、甲、消防署、警察署等の防災関係機関の指示に従わなければならない。

（費用）

第 4 条 乙が業務等に要した費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、通常要する実費であつて、かつ、甲の認定を受けた金額とする。

3 甲は、乙から前項の要件を満たす費用の請求があったときは、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害補償）

第 5 条 甲は、業務等に従事した者が、当該業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、東京都荒川区災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 36 年条例 8 号）に基づき、これを補償するものとする。

（損害賠償）

第 6 条 甲は、業務等に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務等の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

この場合、事故発生後、速やかに甲に報告するものとする。

（報告）

第 7 条 乙は、業務等を完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

2 乙は、毎年 4 月に災害時に提供可能な作業用資機材等の台数を甲に報告するものとする。

（期限）

第 8 条 この協定の期間は、この協定を締結した日から 1 年間とする。ただし、有効期間の満了日の 3 箇月前までに、甲、乙、いずれからこの協定の解除、又は変更の申出がないときは、有効期間はさらに 1 年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定の解釈について、疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成11年3月9日

(甲) 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
東京都荒川区
代表者 荒川区長 藤 枝 和 博

(乙) 東京都荒川区町屋八丁目10番9号
東京都製本工業組合城北支部荒川地区
代表者 小 澤 敦

資料第 85 災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定

災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定

荒川区（以下「甲」という。）及び荒川区自転車商協同組合連合会（以下「乙」という。）は、災害時における災害応急活動の円滑な実施に資するため、自転車の提供及び応急修理について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、荒川区の区域内（以下「区内」という。）において災害が発生し、甲が荒川区地域防災計画に基づく災害応急活動を実施する場合において、乙から自転車の提供及び応急修理を受けることにより、災害時における連絡、応援活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（要 請）

第 2 条 甲は、区内において災害が発生した場合、必要に応じ乙に対して、災害応急活動に使用する自転車の提供及び応急修理（以下「提供等」という。）の要請を行うものとする。

2 前項の規定により要請を行う提供等の内容の詳細については、実施細目で定めるものとする。

3 甲は、第 1 項の規定による乙に対する提供等の要請が困難な場合は、直接乙に属する自転車店（以下「加盟店」という。）に対して提供等の要請を行うことができるものとする。

4 提供等の要請は、具体的な災害の状況に応じて、日時、場所等を指定した上、文書、ファクシミリ、電話、インターネット等の方法により行うものとする。

5 前項の規定による要請後、甲は、実施細目で定める要請書を、乙に提出しなければならない。

（提供等の実施）

第 3 条 乙は、提供等の要請を受けたときは、加盟店の店員を甲の指定する場所へ派遣するものとする。

2 前項に規定する指定場所は、区役所、甲の派遣する職員の中継所又は加盟店とする。

3 乙は、提供等の実施をしたときは、次に掲げる事項を口頭、文書、ファクシミリ、電話、インターネット等により、甲に報告するものとする。

(1) 提供等の実施の内容

(2) 従事者の氏名

(3) 履行の期日

(4) その他必要な事項

4 前項の規定による報告後、乙は、実施細目で定める報告書を、甲に提出しなければならない。

（費 用）

第 4 条 提供等の実施に要する費用については、無料とする。

（災害補償）

第 5 条 甲は、提供等の業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 36 年荒川区条例第 8 号）の規定に基づき、これを補償するものとする。

（損害賠償）

第 6 条 甲は、提供等の業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に対して損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。

2 乙は、提供等の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に対して損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。この場合において、乙は、当該損害の発生後、速やかに甲に報告するものとする。

（有効期間）

第 7 条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 月前までに、甲乙いずれからもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効

期間はさらに1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協 議)

第8条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結の証として協定書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各々1通を保有する。

平成14年 9月11日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒 川 区
代表者 荒川区長 藤澤 志光

乙 東京都荒川区町屋三丁目1番14号
荒川区自転車商協同組合連合会
代 表 者 新 井 茂

資料第86 災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定実施細目

災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、災害時における自転車の提供及び応急修理に関する協定（以下「協定」という。）の規定に基づく活動の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提供等の内容)

第2条 協定第2条第2項に規定する提供等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急活動に使用する自転車の提供
- (2) 自転車の応急修理

(書 式)

第3条 協定第2条第5項の要請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 協定第3条第4項の報告書は、別記第2号様式のとおりとする。

この実施細目の締結の証として実施細目書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各々1通を保有する。

平成14年 9月11日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒 川 区
代表者 荒川区長 藤澤 志光

乙 東京都荒川区町屋三丁目1番14号
荒川区自転車商協同組合連合会
代 表 者 新 井 茂

資料第 87 災害時における運搬車両類の提供に関する協定

災害時における運搬車両類の提供に関する協定書

災害時における運搬車両類(パッカー車、フォークリフト車、貨物運搬車等をいう。以下同じ。)の提供に関し、荒川区(以下「甲」という。)と荒川区リサイクル事業協同組合(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、荒川区地域防災計画に基づく災害応急対策に必要な運搬車両類を乙の積極的な協力を得ることにより確保し、円滑な災害応急対策の実施を図ることを目的とする。

(協力要請)

第 2 条 甲は、区内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、緊急輸送用車両類が必要であると認めたときは、乙に対し、運搬車両類の提供を要請するものとする。

(協力)

第 3 条 乙は、前条の規定により甲の要請があったときは、当該車両の点検を行い、異常がないことを確認された場合及びその他特別の理由がない限り、運搬車両類の提供に協力するものとする。

(経費の負担)

第 4 条 運搬車両類を破損及び故障等させた場合は、原則として甲の負担とする。破損、消耗等細部については、協議のうえ決定するものとする。

(請求)

第 5 条 乙は、災害時に使用したガソリン等の燃料代金を甲に請求するものとする。

(価格)

第 6 条 使用した燃料の価格は、災害発生直前における小売価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(支払)

第 7 条 甲は、乙から第 5 条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払わなければならない。

(損害補償)

第 8 条 甲の要請に基づく乙の運搬業務等に係る従業者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事したもの等にかかる損害補償に関する条例」(昭和 36 年荒川区条例第 8 号)によるものとする。

(協議)

第 9 条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項並びにこの協定又は、細目の解釈について疑義が生じたときは、速やかに甲乙協議のうえ決定解決を図る。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、当該期間満了の日の 1 か月前までに、甲又は乙の一方からこの協定を終了させる旨の意思表示をしないときは、この協定を更新するものとみなし、当該期間満了後更に 1 年間存続するものとする。以後においてもまた同様とする。

この協定に締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成22年7月2日

- 甲 荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
荒川区長 西川 太郎
- 乙 荒川区東日暮里一丁目39番12号
荒川区リサイクル事業協同組合
理事長 大久保 信 隆

資料第 88 災害時における緊急輸送業務に関する協定書

災害時における緊急輸送業務に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）、東京都個人タクシー協同組合荒川支部（以下「乙」という。）及び荒川区を管轄する警視庁警察署（以下「丙」という。）は、災害時における緊急輸送業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 項に定める災害において、荒川区地域防災計画に基づき甲及び丙が実施する緊急輸送業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時の緊急輸送のために車両及び運転手等（以下「車両等」という。）を必要とするときは、乙に対して車両等による輸送の協力（以下「協力業務」という。）を要請することができる。

2 前項の要請は、あらかじめ車両数、日時、場所等を指定し行うものとする。

（要請手続）

第 3 条 協力業務の要請は、荒川区災害対策本部長（以下「本部長」という。）が行う。ただし、災害の状況により荒川区災害対策副本部長、荒川区災害対策本部員又はこれに相当する者から要請を行うことができるものとする。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を口頭、電話、ファックス、インターネット等により行うものとし、事後、甲は次の事項が記載された文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職氏名と担当者名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請する車両の台数
- (4) 要請する運転手の人数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（協力業務）

第 4 条 乙が実施する協力業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 負傷者、職員等の人員、資機材等を搬送する車両の提供
- (2) 車両を運転する運転手の提供
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本部長が特に必要と認める業務

（緊急通行車両の確認）

第 5 条 丙は、災害時に交通規制を実施する場合、本協定に基づき提供された乙の車両が、緊急輸送業務に従事できるよう、所定の手続により、緊急通行車両の確認を行うものとする。

（費用負担）

第 6 条 この協定により乙が実施する協力業務に要した次に掲げる費用は、甲が負担する。

- (1) 乙が協力事業の実施に要した車両使用料及び人件費
- (2) 乙が協力業務の実施に要した高速道路等有料道路の通行料金及び有料駐車場の使用料金
- (3) その他、甲が負担すべきと認めた費用

（費用の請求等）

第 7 条 乙は、協力業務が終了した後、速やかに甲に報告し、協力業務に要した費用を請求する。

2 甲は、前項による乙の請求があったときは、内容を確認の上支払うこととする。

（損害賠償）

第 8 条 甲は、甲の責に帰する理由により、業務に従事する車両等に損害を与え、又は滅失したときは乙に

対して、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、業務の実施中に乙の責に帰する事由により、同伴者は又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第9条 甲の要請に基づき、緊急輸送業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は応急措置の業務等により負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）の規定により処理するものとする。

(提供可能車両等の報告)

第10条 乙は、毎年度、災害時に提供可能な車両等の台数等について、甲に報告するものとする。

(期限)

第11条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙丙いずれからもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上定めるものとする。

(代表警察署)

第13条 この協定の締結に当たり、警視庁荒川警察署を丙の代表とする。

上記協定締結の証として、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年4月15日

甲 東京都荒川区荒川2丁目2番3号
荒川区
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区西日暮里5丁目2番19号
東京都個人タクシー協同組合荒川支部
代表者 支部長 矢澤 滋敏

丙 代表警察署
東京都荒川区荒川3丁目1番2号
警視庁荒川警察署
代表者 荒川警察署長 成瀬 太基

資料第 89 災害時における区有施設の緊急処置に関する協定書

災害時における区有施設の緊急処置に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区機械設備防災協力会（以下「乙」という。）は、災害時における区有施設の緊急処置に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、荒川区内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が荒川区地域防災計画に基づく救援・救護活動の一環として、避難所及び二次避難所にあてる区有施設の給排水設備の復旧業務（以下「業務」という。）について、乙から優先的に業務の提供を受けることにより、災害時における救援・救護活動の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（要請）

第 2 条 甲は、荒川区内に災害が発生し、又は発生する恐れのある場合は、必要に応じて乙に対し、業務の要請を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、具体的な災害の状況に応じて日時及び場所を指定した上、文書、ファックス、インターネット、電話等の方法により行うものとする。

（業務の提供）

第 3 条 乙は、前条第 1 項の規定による要請があったときは、特別な理由がない限り、業務を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を行うときは、事前に甲と協議し、その指示に従うものとする。

（費用）

第 4 条 乙が業務に要した費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、通常要する実費であつて、かつ、甲の認定を受けた金額とする。

3 甲は、乙から前項の要件を満たす費用の請求があったときは、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害補償）

第 5 条 甲は、業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、東京都荒川区災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和 36 年条例第 8 号）に基づき、これを補償するものとする。

（損害賠償）

第 6 条 甲は、業務に従事した者が、甲の責めに帰すべき事由により、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（報告）

第 7 条 乙は、業務を完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

2 乙は、毎年 4 月に、災害時に業務が可能な事業所を甲に報告するものとする。

（有効期間）

第 8 条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間の満了日の 3 箇月前までに、甲、乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間はさらに 1 年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（協議）

第 9 条 この協定の解釈について、疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成11年8月26日

(甲) 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
東京都荒川区
荒川区長 藤 枝 和 博

(乙) 東京都荒川区町屋二丁目10番14号
荒川区機械設備防災協会
会 長 高 木 義 夫

資料第 90 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

荒川区（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 本覚書は、甲の区域内で災害が発生した場合において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 本覚書において「災害」とは、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号) 第 2 条に規定する政令で定める程度の災害又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書において「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上で定められた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等に対し通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第 3 条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

3 第 1 項の設置場所、前項の設置箇所及びこれらに付随する設置に係る必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管に当たっては、甲乙互いに情報管理責任者を指名し、別紙 1 に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の配備と管理）

第 4 条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管、引込み柱、端子盤、電話機等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話が利用可能な状態となるよう、電話機等を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第 5 条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュージャックを含む。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第 6 条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、廃止等の発生及び新規設置を予定する場所が発生した場合には、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の新規設置に係る費用については、第 4 条及び前条に基づき行い、移転、廃止等に係る費用については甲の費用負担により、これを行うものとする。

(利用の開始)

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、特設公衆電話の設置場所が甲の指定する避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を、別紙2に記載する連絡先に通知するものとする。

(利用者の誘導)

第8条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議の上、乙が決定するものとし、乙は甲に対し、利用の終了を通知する。

2 甲は、前項の通知を受けた場合、特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去するとともに、乙に対し撤去した場所等の情報を別紙2に記載する連絡先へ通知することとする。

(設置場所の公開)

第10条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し、故障回復に向け協力するものとする。この場合における、電気通信回線回復に係る費用については、相互にその原因等を確認し、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する利用の開始及び第11条に規定する定期試験を除き、第1条の目的の範囲以外の目的での特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 乙は、前項の目的外利用の実績報告にかかわらず、甲が目的外利用を継続する場合には、甲に対し、該当する特設公衆電話の利用中止を通知する。この場合において、特設公衆電話の撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第15条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその1通を保有する。

平成25年6月20日

甲 東京都荒川区荒川2-2-3

荒川区

代表者 荒川区長

西川 太一郎

乙 東京都江戸川区北葛西4-1-43 葛西ビル1F
東日本電信電話株式会社 業務代行
NTT東日本-東京 サービス運営部

東フィールドサービスセンター所長

押田 博之

資料第 91 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（高齢者施設）

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と【施設名】の運営事業者である【法人名】（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき円滑に福祉避難所を運営するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等に設置する【施設名】を活用した福祉避難所の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設及び収容想定人数）

第 2 条 本協定の対象施設及び収容想定人数は、次のとおりとする。

施設名

所在地

収容想定人数 人

（福祉避難所の対象者）

第 3 条 福祉避難所の避難援護の対象となる者（以下「要援護者」という。）は、在宅の介護を必要とする高齢者で、一次避難所もしくは、二次避難所における避難所生活が困難なものとし、原則として介護度が要介護 4 又は要介護 5 の者を対象とする。

（家族等の支援者）

第 4 条 福祉避難所においては、前条に規定する要援護者のほか、その者の避難所生活における支援等を行うために、必要な家族等の支援者を受け入れる。

（福祉避難所開設の通知）

第 5 条 甲は、災害時等において、第 2 条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を防災計画に基づき福祉避難所として開設するときは、対象施設の長に対して通知する。

（避難所の運営への協力）

第 6 条 乙は、前条に基づく福祉避難所開設の通知があったときは、通所介護等の休止可能なサービスの提供を休止し、甲の指示に基づき避難所の運営に協力する。ただし、自ら被災する等止むを得ない事情がある場合についてはこの限りではない。

2 乙が担当する業務は、避難者の介護及び生活に必要な援助等避難者の生活支援に関する業務を基本とし、具体的な内容は甲乙協議の上、甲が指定する。

(施設の緊急点検、応急修繕等)

第7条 乙は、災害時等にあつては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

- 2 乙は、前項に加え、施設の緊急点検、応急修繕を実施する等、指定施設を適切に維持し、又は管理する。
- 3 乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、速やかに前項の緊急点検等を行わなければならない。
- 4 乙は、第2項に規定する緊急点検等を行い、指定施設が福祉避難所として使用することができることの可否について、一次的判断を行い、甲にその状況等を報告する。
- 5 乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告するものとする。

(実施体制)

第8条 甲と乙は、あらかじめ第6条に規定する災害時等における各担当業務の具体的な内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために、双方の指揮命令系統、責任体制等(以下「体制等」という。)を明らかにしなければならない。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。
- 3 前項の変更の場合においては、甲と乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、その連絡先を随時変更することができる。

(避難者名簿の作成)

第9条 甲は、第3条により要援護者等を受け入れるときには、要援護者等の氏名、年齢、性別、住所等を記載した避難者名簿を作成するものとし、乙は必要に応じて名簿作成に協力するものとする。

(状況把握)

第10条 乙は、福祉避難所の収容状況、運営状況及び災害備蓄品の状況等について、把握に努めるものとし、適宜、甲に報告を行う。

(費用負担)

第11条 災害時等の施設使用により指定施設に発生した損害、甲の施設使用に協力することにより発生した費用等については、第6条により休止したサービスがある場合はこれを考慮した上で、甲が負担するものとする。ただし、甲乙協議の上、乙が負担することを適当と認める場合は、この限りではない。

(備蓄及び訓練等)

第12条 甲と乙は、その管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食料等の備蓄、その他の対策の推進を図らなければならない。

- 2 乙は、その能力を活用して積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。
- 3 乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備する等、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区又は地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

第13条 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）第5条の規定を準用し、同条に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

2 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

(荒川区外における災害時における協力)

第14条 甲は、荒川区外における災害時等により、指定施設を避難所として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

(その他)

第15条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成〇〇年〇月〇日までとする。ただし、この期間満了の3ヶ月前までに、甲又は乙からその相手方に対し、異議の申出がないときには、期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も、同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
荒川区長 西川 太一郎

乙

資料第 92 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（障がい者施設／指定管理）

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と 【施設名】 の運営事業者である 【法人名】（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、円滑に福祉避難所を運営するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等に設置する 【施設名】 を活用した福祉避難所の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設及び収容可能人数）

第 2 条 本協定の対象施設及び収容可能人数は、次のとおりとする。

施設名

所在地

収容想定人数

（福祉避難所の対象者）

第 3 条 福祉避難所の避難援護の対象となる者（以下「要援護者」という。）は、在宅の要援護者で、一次避難所もしくは、二次避難所における避難所生活が困難な者とし、原則として障がい者（身体障害者手帳 1 級・2 級、知的障がい者、精神障がい者）のうち、区の緊急時要援護者名簿登録申請者を対象とする。

（家族等の支援者）

第 4 条 福祉避難所においては、前条に規定する要援護者のほか、その者の避難所生活における支援等を行う目的で、必要な家族等の支援者を受け入れる。

（福祉避難所開設の通知）

第 5 条 甲は、災害時等において、第 2 条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を防災計画に基づき福祉避難所として開設するときは、対象施設の長に対して通知する。

（避難所の運営への協力）

第 6 条 乙は、前条に基づく福祉避難所開設の通知があったときは、休止可能なサービスの提供を休止し、甲の指示に基づき避難所の運営に協力する。ただし、自ら被災する等止むを得ない事情がある場合についてはこの限りではない。

2 乙が担当する業務は、避難者の介護や生活に必要な援助など避難者の生活支援に関する業務を基本とし、具体的な内容は甲乙協議の上、甲が指定する。

(施設の緊急点検、応急修繕等)

第7条 乙は、災害時等にあつては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

- 2 乙は、前項に加え、施設の緊急点検、応急修繕を実施する等、指定施設を適切に維持し、又は管理する。
- 3 乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、速やかに前項の緊急点検等を行わなければならない。
- 4 乙は第2項に規定する緊急点検等を行い、指定施設が福祉避難所として使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況等を報告する。
- 5 乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に連絡するものとする。

(実施体制)

第8条 甲と乙は、あらかじめ第6条に規定する災害時等における各担当業務の具体的な内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するための双方の指揮命令系統や責任体制等を明らかにしなければならない。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。
- 3 前項の変更の場合においては、甲と乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、その連絡先を随時変更することができる。

(避難者名簿の作成)

第9条 甲は、第3条により要援護者等を受け入れるときには、要援護者等の氏名、年齢、性別、住所等を記載した避難者名簿を作成するものとし、乙は必要に応じて名簿作成に協力するものとする。

(状況把握)

第10条 乙は、福祉避難所の収容状況、運営状況及び災害備蓄品の状況等について、把握に努めるものとし、適宜、甲に報告を行う。

(費用負担)

第11条 災害時等の施設使用により指定施設に発生した損害、甲の施設使用に協力することにより発生した費用等については、第6条により休止したサービスがある場合はこれを考慮した上で、甲が負担するものとする。ただし、甲乙協議の上、乙が負担することを適当と認める場合は、この限りではない。

(備蓄及び訓練等)

第12条 甲と乙は、その管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食料等の備蓄、その他の対策の推進を図らなければならない。

- 2 乙は、その能力を活用して積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。
- 3 乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備する等、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区又は地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

第13条 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）第5条の規定を準用し、同条に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

2 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

(荒川区外における災害時における協力)

第14条 甲は、荒川区外における災害時等により、指定施設を避難所として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

(その他)

第15条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は協定締結日から平成〇〇年〇月〇日とする。ただし期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定の解除、又は変更等の意思表示がない場合は、期間満了の翌日からさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

荒川区長 西川 太一郎

乙

資料第 93 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（障がい者施設／指定管理以外）

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と【施設名】において事業を実施している事業者である【法人名】（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、円滑に福祉避難所を運営するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等に設置する【施設名】を活用した福祉避難所の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設及び収容可能人数）

第 2 条 本協定の対象施設及び収容可能人数は、次のとおりとする。

施設名

所在地

収容想定人数

（福祉避難所の対象者）

第 3 条 福祉避難所の避難援護の対象となる者（以下「要援護者」という。）は、在宅の要援護者で、一次避難所もしくは、二次避難所における避難所生活が困難な者とし、原則として障がい者（身体障害者手帳 1 級・2 級、知的障がい者、精神障がい者）のうち、区の緊急時要援護者名簿登録申請者を対象とする。

（家族等の支援者）

第 4 条 福祉避難所においては、前条に規定する要援護者のほか、その者の避難所生活における支援等を行う目的で、必要な家族等の支援者を受け入れる。

（福祉避難所開設の通知）

第 5 条 甲は、災害時等において、第 2 条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を防災計画に基づき福祉避難所として開設するときは、事業運営責任者に対して通知する。

（避難所の運営への協力）

第 6 条 乙は、前条に基づく福祉避難所開設の通知があったときは、休止可能なサービスの提供を休止し、甲の指示に基づき避難所の運営に協力する。ただし、自ら被災する等止むを得ない事情がある場合についてはこの限りではない。

2 乙が担当する業務は、避難者の介護や生活に必要な援助など避難者の生活支援に関する業務を基本とし、具体的な内容は甲乙協議の上、甲が指定する。

(施設の緊急点検、応急修繕等)

第7条 乙は、災害時等にあつては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

- 2 乙は、前項に加え、施設の緊急点検、応急修繕を実施する等、指定施設を適切に維持し、又は管理する。
- 3 乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、速やかに前項の緊急点検等を行わなければならない。
- 4 乙は第2項に規定する緊急点検等を行い、指定施設が福祉避難所として使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況等を報告する。
- 5 乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に連絡するものとする。

(実施体制)

第8条 甲と乙は、あらかじめ第6条に規定する災害時等における各担当業務の具体的な内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するための双方の指揮命令系統や責任体制等を明らかにしなければならない。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。
- 3 前項の変更の場合においては、甲と乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、その連絡先を随時変更することができる。

(避難者名簿の作成)

第9条 甲は、第3条により要援護者等を受け入れるときには、要援護者等の氏名、年齢、性別、住所等を記載した避難者名簿を作成するものとし、乙は必要に応じて名簿作成に協力するものとする。

(状況把握)

第10条 乙は、福祉避難所の収容状況、運営状況及び災害備蓄品の状況等について、把握に努めるものとし、適宜、甲に報告を行う。

(費用負担)

第11条 災害時等の施設使用により指定施設に発生した損害、甲の施設使用に協力することにより発生した費用等については、第6条により休止したサービスがある場合はこれを考慮した上で、甲が負担するものとする。ただし、甲乙協議の上、乙が負担することを適当と認める場合は、この限りではない。

(備蓄及び訓練等)

第12条 甲と乙は、その管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食料等の備蓄、その他の対策の推進を図らなければならない。

- 2 乙は、その能力を活用して積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。
- 3 乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備する等、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区又は地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

第13条 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）第5条の規定を準用し、同条に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

2 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合（当該損害が当該業務に従事した者の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

(荒川区外における災害時における協力)

第14条 甲は、荒川区外における災害時等により、指定施設を避難所として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

(その他)

第15条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(協定期間)

第16条 この協定の有効期間は協定締結日から平成〇〇年〇月〇日とする。ただし期間満了の3か月前までに、甲乙いずれからも書面による協定の解除、又は変更等の意思表示がない場合は、期間満了の翌日からさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号

荒川区

荒川区長 西川 太一郎

乙

資料第 94 災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と株式会社大起エンゼルヘルプ（以下「乙」という。）とは、災害時における東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年東京都条例第 17 号）における帰宅困難者の一時滞在施設の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）により、荒川区内に多数の帰宅困難者が発生した際、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（以下「一時滞在施設」という。）として、甲の要請により、乙の管理する施設の一部を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第 2 条 甲が乙に対し帰宅困難者への支援に関して協力を要請する事項は、次のとおりとする。

- （1）一時滞在施設として、乙の管理施設（所在地：東京都荒川区荒川八丁目 8 番 3 号）の 1 階内に存するデイサービスセンター、多目的交流スペース及び地域交流スペースを提供すること。
- （2）前号の乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。
- （3）乙が備蓄する飲料水、食料等を提供すること。
- （4）知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。
- （5）誘導及び経路等を案内すること。
- （6）前 5 号に関して必要な人員を提供すること。
- （7）その他乙が甲に協力できる事項

（要請）

第 3 条 甲は、乙に対し前条に定める協力事項の実施を要請するときは、文書により通知する。ただし、緊急を要する場合は、口頭により協力を要請し、後日、速やかに文書により通知するものとする。ただし、乙は、状況に応じて、甲の要請によらずとも帰宅困難者の受入れ等について判断するものとする。

（開設期間及び受入れ人数）

第 4 条 一時滞在施設の開設期間は、災害発生の日から概ね 3 日間とする。ただし、開設期間は、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

2 一時滞在施設の受入れ人数は、施設の規模を勘案して、96 人を上限とする。

（費用の負担）

第 5 条 乙が実施した第 2 条各号に掲げる協力業務（以下「協力業務」という。）に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が補填する費用は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に定める災害発生の直前における基準額を参考として、甲乙協議の上で決めるものとする。

（費用の請求）

第 6 条 乙は、協力業務が終了した後、速やかに甲に報告し、その費用について、甲に対し当該費用の積算根拠を示す文書を添付の上、一括して文書により請求するものとする。

（費用の支払）

第 7 条 甲は、前条の規定に基づき乙から当該費用の請求があったときは、その内容を確認の上、乙に対し速やかに当該費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第8条 甲は、甲の責に帰する理由により、乙から提供された施設に損害を与えたときは、乙に対してその損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力業務の実施中に乙の責に帰する事由により、受け入れた帰宅困難者等に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第9条 第2条各号に掲げる協力業務に従事した者が、当該業務により、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は応急措置の業務等により負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）の規定により処理するものとする。ただし、当該業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、協力業務中に知り得た個人情報を、甲以外のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれもこの協定の解除又は変更の申し出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲乙が協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各一通を保有するものとする。

平成26年1月20日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区町屋五丁目10番9号
株式会社 大起エンゼルヘルプ
代表者 代表取締役社長 小林 由憲

資料第 95 災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書

災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と町屋文化センターの指定管理者である公益財団法人荒川区芸術文化振興財団（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時等にあつて、かつ荒川区内で避難所などの災害応急復旧対策活動のための拠点等が必要な場合において、荒川区立町屋文化センターを活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものである。

（対象施設）

第 2 条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 荒川区立町屋文化センター

所在地 東京都荒川区荒川七丁目 20 番 1 号

（避難所等開設の通知）

第 3 条 甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を住民の避難所又は帰宅困難者等の一時滞在施設及び荒川区災害対策本部の活動拠点並びに遺体安置所、資機材保管場所等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）として開設する場合は、荒川区長名により、指定施設の長に対して通知する。

2 指定施設の具体的な用途は、前項の指定等に際に通知する。

（災害時等の指定管理業務）

第 4 条 乙は、災害時等にあつては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

2 乙は、前項に加え、指定施設の緊急点検や応急修繕を実施する。

3 乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度 5 強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、直ちに前 2 項に定める安全確保・施設緊急点検等を行うものとする。

（避難所等の運営への協力）

第 5 条 乙は、第 2 条に規定する施設が、被災する等やむを得ない事情がある場合を除き、甲の指示に基づき避難所等の運営に協力する。ただし、自らが被災する等止むを得ない事情がある場合については、この限りではない。

2 乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。

3 乙は第 4 条に規定する緊急点検を行い、指定施設が使用することができることの可否について、一義的

判断を行い、甲にその状況を報告する。

4 乙が担当する避難所における具体的な業務内容は、甲が指定する。

(実施体制)

第6条 甲と乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における担当業務の具体的内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために双方の指揮命令系統、責任体制等（以下、「体制等」という。）を明らかにしなければならない。

2 前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。

3 甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(費用負担)

第7条 災害時等の使用により、指定管理施設に発生した損害、甲の施設使用により発生した費用等については、甲乙の協議により決定するものとする。

(備蓄及び訓練等)

第8条 乙は、管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食糧等の備蓄、その他を講じなければならない。

2 乙は、積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。

3 乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備するなど、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区や地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

第9条 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）第5条の規定を準用し、同上に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

2 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

(荒川区外における災害時等における協力)

第10条 甲は、荒川区外における災害時等により、指定管理施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

(その他)

第11条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して

定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年4月1日まで（指定期間と同一の期間）とする。又、本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
荒川区長 西 川 太一郎

乙 東京都荒川区荒川七丁目20番1号
荒川区立町屋文化センター内
公益財団法人 荒川区芸術文化振興財団
理事長 小 池 寛 治

災害発生時における避難所の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区立生涯学習センターの指定管理者である株式会社讀賣・日本テレビ文化センター（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、円滑に避難所を運営するため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時等に設置する荒川区立生涯学習センターを活用した避難所の運営について、必要な事項を定めるものである。

(対象施設)

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 荒川区立生涯学習センター

所在地 東京都荒川区荒川三丁目49番1号

(避難所開設の通知)

第3条 甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を荒川区地域防災計画に基づき一次避難所として開設する場合は、荒川区長名により、指定施設の長に対して通知する。

(災害時等の指定管理業務)

第4条 乙は、災害時等にあつては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

- 2 乙は、前項に加え、指定施設の緊急点検や応急修繕を実施する。
- 3 乙は、荒川区内のいずれかの地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、直ちに前2項に定める安全確保・施設緊急点検等を行うものとする。

(避難所の運営への協力)

第5条 乙は、第3条に基づく一次避難所開設の通知があつたときは、甲の指示に基づき避難所の運営を行う。ただし、自ら被災する等止むを得ない事情がある場合については、この限りではない。

- 2 乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第4条に規定する緊急点検を行い、指定施設が一次避難所として使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況を報告する。
- 4 乙が担当する避難所における業務は、避難者の介護及び生活に必要な援助等、避難者の生活支援に関する業務を基本とし、具体的な業務内容は甲乙協議の上、甲が指定する。

(実施体制)

第6条 甲と乙は、あらかじめ第5条に規定する災害時等における各担当業務の具体的内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために、双方の指揮命令系統、責任体制等（以下、「体制等」という。）を明らかにしなければならない。

- 2 前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。
- 3 甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(費用負担)

第7条 災害時等における使用により、指定施設に発生した損害、甲の施設使用により発生した費用等については、甲乙の協議により決定するものとする。

(備蓄及び訓練等)

第8条 乙は、その管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食糧等の備蓄、その他の対策を講じなければならない。

- 2 乙は、積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。
- 3 乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備する等、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区及び地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

第9条 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）第5条の規定を準用し、同条に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

2 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

(荒川区外における災害時等における協力)

第10条 甲は、荒川区外における災害時等により、指定施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

(その他)

第11条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。又、本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
荒川区長 西 川 太一郎

乙 東京都江東区清澄一丁目2番1号
株式会社 讀賣・日本テレビ文化センター
代表取締役 田 中 信 明

災害発生時における避難所等の設置運営に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と荒川区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家の指定管理者であるニッコトラスト・東京パワーテクノロジープロジェクト（以下「乙」という。）は、大地震や大規模な水害、火災、事故等が発生した場合（以下「災害時等」という。）において甲及び乙が荒川区地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、業務を円滑に行う上で必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等にあつて、災害応急復旧対策活動のための拠点等が必要な場合において、荒川区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家を活用して円滑な対応ができるよう、必要な事項を定めるものである。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

施設名 荒川区立清里高原ロッジ・清里高原少年自然の家

所在地 山梨県北杜市高根町清里3545-5

（避難所等開設の通知）

第3条 甲は、災害時等において、前条に規定する施設（以下「指定施設」という。）を住民の避難所又は帰宅困難者等の一時滞在施設及び荒川区災害対策本部の活動拠点並びに遺体安置所、資機材保管場所等の災害応急復旧対策活動のための施設（以下「避難所等」という。）として開設する場合は、荒川区長名により、指定施設の長に対して通知する。

2 指定施設の具体的な用途は、前項の指定等に際に通知する。

（災害時等の指定管理業務）

第4条 乙は、災害時等にあつては、施設利用者の安全確保のための対策を行う。

2 乙は、前項に加え、指定施設の緊急点検や応急修繕を実施する。

3 乙は、北杜市内の地域で震度5強以上の地震が発生した場合、夜間、休日等の別を問わず、直ちに前2項に定める安全確保・施設緊急点検等を行うものとする。

（避難所等の運営への協力）

第5条 乙は、第2条に規定する施設が、被災する等やむを得ない事情がある場合を除き、甲の指示に基づき避難所等の運営に協力する。ただし、自らが被災する等止むを得ない事情がある場合については、この限りではない。

2 乙は、自らが被災する等止むを得ない事情により、利用者等の安全確保、指定施設の緊急点検等に対応できない場合は、速やかにその状況を甲に報告する。

3 乙は第4条に規定する緊急点検を行い、指定施設が使用することができることの可否について、一義的判断を行い、甲にその状況を報告する。

4 乙が担当する避難所における具体的な業務内容は、甲が指定する。

(実施体制)

第6条 甲と乙は、あらかじめ前条に規定する災害時等における担当業務の具体的内容について協議し、それを明確にするとともに、実施するために双方の指揮命令系統、責任体制等（以下、「体制等」という。）を明らかにしなければならない。

2 前項の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、体制等を変更することができる。

3 甲と乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

(費用負担)

第7条 災害時等の使用により、指定管理施設に発生した損害、甲の施設使用により発生した費用等については、甲乙の協議により決定するものとする。

(備蓄及び訓練等)

第8条 乙は、管理する施設及び設備等について、災害時等に備え、安全性の確保、消火、救出救助等のための資機材の整備、飲料水、食糧等の備蓄、その他を講じなければならない。

2 乙は、積極的に防災区民組織等と連携を図るよう努めるものとする。

3 乙は、災害時等の予防のため、あらかじめ具体的計画を記載したマニュアルを整備するなど、防災等の体制を整え、職員への必要な訓練を行うとともに、区や地域住民が行う防災訓練等に積極的に参加するよう努めなければならない。

(補償等)

第9条 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等の規定による補償等が行われるときを除き、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）第5条の規定を準用し、同上に定める損害補償の基準の額を限度として、補償を行う。

2 甲は、本協定に係る業務に従事した者が、業務を遂行するに当たり他人に損害を与えた場合において必要があると認めるときは、当該業務に従事した者に代わって、その者が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行う。

(荒川区外における災害時等における協力)

第10条 甲は、荒川区外における災害時等により、指定管理施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

(その他)

第11条 本協定に定めるもののほか、本協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで（指定期間と同一の期間）とする。又、本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
荒川区長 西川 太郎

乙 東京都千代田区大手町1丁目6番1号大手町ビル
ニッコクトラスト・東京パワーテクノロジープロジェクト
代表者名 株式会社ニッコクトラスト
代表取締役社長 須藤 高志

資料第 96 災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協定書

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と学校法人東京朝鮮学園（以下「乙」という。）は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）により荒川区内に帰宅困難者が生じた際に、帰宅困難者への支援（以下「支援」という。）のため、一時滞在施設としての乙の管理施設の使用その他支援に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（一時滞在施設）

第 2 条 この協定における一時滞在施設は、次に掲げる乙の管理施設とする。

名 称	位 置
東京朝鮮第一幼初中級学校	東京都荒川区東日暮里三丁目 8 番 5 号

（協力業務）

第 3 条 甲は、災害により帰宅困難者が生じたときは、乙に対し、支援のために次に掲げる事項の協力（以下「協力業務」という。）を要請するものとする。

- （1） 乙の管理施設に存する多目的室及び講堂を提供すること。
- （2） 乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。
- （3） 甲と協力して食料の提供等を行うこと。
- （4） 知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路情報等を提供すること。
- （5） その他乙が甲に協力できること。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、乙の管理施設に避難を希望する地域住民がいるときは、これを受け入れ、協力業務を行うものとする。

（要請）

第 4 条 甲は、第 3 条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、状況に応じて帰宅困難者の受け入れ等について判断するものとする。

（実施期間及び受入人数）

第 5 条 一時滞在施設及び協力業務の実施期間は、災害発生の日からおおむね 3 日間とする。ただし、実施期間は、甲と乙の協議により延長することができる。

2 一時滞在施設の受入人数は、施設の規模を勘案して、275 人を上限とする。

（費用の負担）

第 6 条 乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

（損害賠償）

第 7 条 甲は、協力業務の実施中に、甲の責に帰する事由により乙の管理施設に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力業務の実施中に、乙の責に帰する事由により帰宅困難者等に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合においては、乙は、事故発生の後速やかに甲に報告するものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報を、甲以外のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年6月11日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都北区十条台二丁目6番32号
学校法人 東京朝鮮学園
代表者 理事長 金 順彦

資料第 97 災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と立正佼成会（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者の一時滞在施設等に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）により荒川区内に帰宅困難者が生じた際に、帰宅困難者への支援（以下「支援」という。）のため、一時滞在施設としての乙の管理施設の使用その他支援に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（一時滞在施設等）

第 2 条 この協定における一時滞在施設等は、次に掲げる乙の管理施設とする。

名 称	位 置
立正佼成会荒川教会	東京都荒川区荒川二丁目 1 番 3 号

（協力業務）

第 3 条 甲は、災害により帰宅困難者が生じたときは、乙に対し、支援のために次に掲げる事項の協力（以下「協力業務」という。）を要請するものとする。

- （1） 乙の管理施設に存する法座席（乙が指定する範囲を除く。）、玄関ホール及び休憩コーナーを提供すること。
- （2） 乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。
- （3） 甲と協力して食料の提供等を行うこと。
- （4） 知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路交通情報等を提供すること。

2 前項の規定のほか、甲は、乙に対し、救援物資等の配給場所の提供及び配給作業に関する協力を要請するものとする。

3 前 2 項に掲げるもののほか、甲は、乙に対し、乙の対応可能な範囲の協力を要請できるものとする。

（要請）

第 4 条 甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、状況に応じて帰宅困難者の受け入れ等について判断するものとする。

（実施期間及び受入人数）

第 5 条 一時滞在施設及び協力業務の実施期間は、災害発生の日からおおむね 3 日間とする。ただし、実施期間は、甲と乙の協議により延長することができる。

2 一時滞在施設の受入人数は、施設の規模を勘案して、160 人を上限とする。

（費用の負担）

第 6 条 乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲と乙の協議により定めるものとする。

（損害賠償）

第 7 条 甲は、協力業務の実施中に、甲の責に帰する事由により乙の管理施設に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力業務の実施中に、明らかに乙の責に帰する事由により帰宅困難者等に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合においては、乙は、事故発生の後速やかに甲に報告するものと

する。

(災害補償)

第8条 甲は、協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和36年荒川区条例第8号）に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報を、甲以外のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年10月30日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都杉並区和田二丁目11番1号
立正校成会
代表者 代表役員 川端 健之

資料第 98 大地震等の災害時における創価学会荒川文化会館施設の一時滞在施設利用に関する申し合わせ事項確認書

大規模地震等の災害時における創価学会荒川文化会館施設の 一時滞在施設使用に関する申し合わせ事項確認書

創価学会東京事務局（以下「甲」という。）と荒川区（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害発生時における帰宅困難者の緊急避難のため、甲が荒川文化会館（以下「施設」という。）の一部を一時滞在施設として提供する場合はの申し合わせ事項を次のとおり確認する。

（一時滞在施設の定義）

本確認書にいう一時滞在施設とは、大規模地震等の災害発生時に生じた帰宅困難者のために乙が指定し、提供する一時的な滞在施設のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものである。したがって、施設提供の終了後は、帰宅困難者は施設から移動することを確認する。

（施設提供の開始）

大規模地震等の災害が発生し、乙から甲に対し施設提供の要請があった場合、甲は、帰宅困難者の安全確保のため、施設の被害状況を確認し提供の可否を判断した後、乙に連絡するものとする。甲は、被害状況によっては、二次災害を防ぐため施設を提供しない場合がある。また、いかなる場合も、乙は、施設を無許可で使用しない。

（施設の使用範囲・収容可能人数）

施設の安全な使用のため、施設内で一時滞在施設として使用する範囲及び収容人数をあらかじめ以下のとおり定める。乙は、その範囲で適切な使用を心がけるものとする。

荒川文化会館（東京都荒川区町屋七丁目 10 番 4 号）

池田講堂 300 名、創価の間 100 名、 合計 400 名

（施設の運営）

施設の運営は、甲が指揮権限を持つ。甲は、乙と協議の上、運営本部を設置し運営方法を適宜協議する。

（甲が施設を使用しているときに大規模地震等の災害が発生した場合の措置）

甲の会員が施設を使用中に大規模地震等の災害が発生した場合は、在館者の避難所としての利用を優先する。この場合、施設内の状況を考慮し、甲乙は帰宅困難者の収容人数等を協議及び調整するものとする。

（施設提供の終了）

大規模地震等の災害発生後 3 日間を目途に、甲乙協議の上、施設提供の終了を判断する。施設提供が終了した場合、乙は帰宅困難者に対し、施設から移動するよう指示する。

（施設の原状回復）

乙は、甲の許可なく、甲の施設の造作、模様替え等を行わない。乙が、甲の施設又は備品を乙の責に帰すべき事由によって汚損、破壊、滅失したとき、若しくは甲に無断で施設の現状を変更したときは、乙は、施設退去後速やかに、乙の負担により原状回復しなければならない。

（双方の協議）

甲及び乙は、被災時に備えた円滑な運営のため、必要に応じ協議の場を持ち、この申し合わせ事項を確認

し、責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認等を行う。

本確認書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年10月30日

	所在地	東京都新宿区信濃町2-2-3
(甲)	名称	創価学会 東京事務局
	代表者	事務局長 藤村 潔

	所在地	東京都荒川区荒川2-2-3
(乙)	名称	荒川区
	代表者	区長 西川 太一郎

資料第 99 大地震等の災害時における創価学会荒川平和会館施設の一時滞在施設利用に関する申し合わせ事項確認書

大規模地震等の災害時における創価学会荒川平和会館施設の 一時滞在施設使用に関する申し合わせ事項確認書

創価学会東京事務局（以下「甲」という。）と荒川区（以下「乙」という。）は、大規模地震等の災害発生時における帰宅困難者の緊急避難のため、甲が荒川平和会館（以下「施設」という。）の一部を一時滞在施設として提供する場合はの申し合わせ事項を次のとおり確認する。

（一時滞在施設の定義）

本確認書にいう一時滞在施設とは、大規模地震等の災害発生時に生じた帰宅困難者のために乙が指定し、提供する一時的な滞在施設のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものである。したがって、施設提供の終了後は、帰宅困難者は施設から移動することを確認する。

（施設提供の開始）

大規模地震等の災害が発生し、乙から甲に対し施設提供の要請があった場合、甲は、帰宅困難者の安全確保のため、施設の被害状況を確認し提供の可否を判断した後、乙に連絡するものとする。甲は、被害状況によっては、二次災害を防ぐため施設を提供しない場合がある。また、いかなる場合も、乙は、施設を無許可で使用しない。

（施設の使用範囲・収容可能人数）

施設の安全な使用のため、施設内で一時滞在施設として使用する範囲及び収容人数をあらかじめ以下のとおり定める。乙は、その範囲で適切な使用を心がけるものとする。

荒川平和会館（東京都荒川区東尾久五丁目 10 番 12 号）

常勝の間 200 名、栄光の間 60 名、 合計 260 名

（施設の運営）

施設の運営は、甲が指揮権限を持つ。甲は、乙と協議の上、運営本部を設置し運営方法を適宜協議する。

（甲が施設を使用しているときに大規模地震等の災害が発生した場合の措置）

甲の会員が施設を使用中に大規模地震等の災害が発生した場合は、在館者の避難所としての利用を優先する。この場合、施設内の状況を考慮し、甲乙は帰宅困難者の収容人数等を協議及び調整するものとする。

（施設提供の終了）

大規模地震等の災害発生後 3 日間を目途に、甲乙協議の上、施設提供の終了を判断する。施設提供が終了した場合、乙は帰宅困難者に対し、施設から移動するよう指示する。

（施設の原状回復）

乙は、甲の許可なく、甲の施設の造作、模様替え等を行わない。乙が、甲の施設又は備品を乙の責に帰すべき事由によって汚損、破壊、滅失したとき、若しくは甲に無断で施設の現状を変更したときは、乙は、施設退去後速やかに、乙の負担により原状回復しなければならない。

（双方の協議）

甲及び乙は、被災時に備えた円滑な運営のため、必要に応じ協議の場を持ち、この申し合わせ事項を確認

し、責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認等を行う。

本確認書締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年10月30日

	所在地	東京都新宿区信濃町2-2-3
(甲)	名称	創価学会 東京事務局
	代表者	事務局長 藤村 潔

	所在地	東京都荒川区荒川2-2-3
(乙)	名称	荒川区
	代表者	区長 西川太一郎

資料第 100 災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定書

荒川区（以下「甲」という。）と株式会社千代田セレモニー（以下「乙」という。）は、災害時における帰宅困難者の一時滞在施設に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害対策の充実及び地域貢献を目的として、地震、風水害その他災害（以下「災害」という。）により荒川区内に帰宅困難者（災害により交通機関が途絶等したため帰宅することが困難になった者をいう。以下同じ。）が生じた際に、帰宅困難者への支援（以下「支援」という。）のため、一時滞在施設としての乙の管理施設の使用その他支援に係る協力について、必要な事項を定めるものとする。

（一時滞在施設）

第 2 条 この協定における一時滞在施設は、次に掲げる乙の管理施設とする。

名 称	位 置
メモリアルセレス千代田 2 1	東京都荒川区西日暮里六丁目 5 5 番 1 号

（協力業務）

第 3 条 甲は、災害により帰宅困難者が生じたときは、乙に対し、支援のために次に掲げる事項の協力（以下「協力業務」という。）を要請するものとする。

（1） 乙の管理施設に存する次の表に掲げる場所を提供すること。

1 階	エントランス、アトリウム、ご相談サロン
2 階	ロビー・記帳所
3 階	式場「白山」
4 階	式場「乗鞍」、会席室「富士」
5 階	会席室「那須」、式場「鳥海」
6 階	大広間「千島 1・2」、法事室「千島 3」

- （2） 乙の管理施設内のトイレ等を提供すること。
（3） 甲の協力のもと食料の提供等を行うこと。
（4） 知り得た災害に関する情報、公共交通機関の運行情報及び道路交通情報等を提供すること。
（5） 管理施設内の誘導及び経路等の案内に関すること。
（6） 前各号の実施に関して必要な人員を提供すること。
（7） その他乙が甲に協力できること。

（要請）

第 4 条 甲は、前条の規定による要請をするときは、乙に対し、文書により通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日速やかに文書により通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請がない場合であっても、状況に応じて帰宅困難者の受け入れ等について判断するものとする。

（実施期間及び受入人数）

第 5 条 一時滞在施設及び協力業務の実施期間は、災害発生の日からおおむね 3 日間とする。ただし、実施期間は、甲と乙の協議により延長することができる。

2 一時滞在施設の受入人数は、施設の規模を勘案して、1, 240 人を上限とする。

（費用の負担）

第 6 条 乙が実施した協力業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、甲と乙の協議により決めるものとする。

(損害賠償)

第7条 甲は、協力業務の実施中に、甲の責に帰する事由により乙の管理施設に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

2 乙は、協力業務の実施中に、乙の責に帰する事由により帰宅困難者等に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。この場合においては、乙は、事故発生の後、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、乙が実施した協力業務に従事した者が、当該業務において死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和36年荒川区条例第8号)に基づき補償するものとする。ただし、当該業務に従事する者が、他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において損害賠償の責めを免れるものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、協力業務の実施中に知り得た個人情報、甲からの求めを除き、他のものに知らせてはならない。協力業務終了後も、また同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から平成28年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからもこの協定の解除又は変更の申出がないときは、当該有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合は、甲と乙の協議により定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年11月18日

甲 東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
代表者 荒川区長 西川 太一郎

乙 東京都荒川区西日暮里二丁目39番4号
株式会社 千代田セレモニー
代表者 代表取締役社長 細谷 早苗